

令和6年第1回西予市議会定例会厚生常任委員会会議録

- | | | | |
|-----------------|-----------------|--------------|---|
| 1. 開催日時 | 令和6年3月7日 | 長寿介護課保健師長 | 山下 弘子 |
| 1. 開催場所 | 西予市議会第3委員会室(午前) | 長寿介護課係長 | 山下 元紀 |
| | 西予市議会第2委員会室(午後) | 長寿介護課係長 | 末光 文治 |
| 1. 開 会 | 令和6年3月7日 | 1. 出席議会事務局職員 | |
| | 午前8時57分 | 書記 | 脇本 美登利 |
| 1. 散 会 | 令和6年3月7日 | 1. 会議に付した事件 | |
| | 午後3時27分 | 議案第8号 | 西予市人工透析患者通院交通費支給条例の一部を改正する条例制定について |
| 1. 出席委員 | | 議案第9号 | 西予市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部改正について |
| 委員長 | 加藤 美香 | 議案第10号 | 西予市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について |
| 副委員長 | 井関 陽一 | 議案第11号 | 西予市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について |
| 委員 | 中村 一雅 | 議案第12号 | 西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について |
| 委員 | 山本 英明 | 議案第13号 | 西予市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の全部改正について |
| 委員 | 二宮 一朗 | 議案第14号 | 西予市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の全部改正について |
| 委員 | 酒井 宇之吉 | 議案第15号 | 西予市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の全部改正について |
| 1. 欠席委員 | なし | 議案第16号 | 西予市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の全部改正について |
| 1. 出席説明員 | | 議案第28号 | 西予市母子父子家庭等福祉手当支給条例を廃止する条例制定について |
| 生活福祉部長 | | | |
| 兼福祉事務所長 | 一井 健二 | | |
| 環境衛生課長 | 大塚 義導 | | |
| 健康づくり推進課長 | 松本 豊和 | | |
| 福祉課長 | 佐々木邦仁 | | |
| 子育て支援課長 | 宇都宮 博 | | |
| 長寿介護課長 | 土居 文人 | | |
| 環境衛生課長補佐 | 武内幸希典 | | |
| 環境衛生課長補佐 | 紀伊野勇人 | | |
| 環境衛生課係長 | 三好 進祐 | | |
| 健康づくり推進課長補佐 | 兵頭 真 | | |
| 健康づくり推進課保健師長 | 宇都宮弥生 | | |
| 健康づくり推進課係長 | 権田 恭子 | | |
| 健康づくり推進課担当係長 | 中村 光男 | | |
| 健康づくり推進課主任管理栄養士 | 松田美加子 | | |
| 健康づくり推進課係長 | 松本 史子 | | |
| 健康づくり推進課上級保健師 | 上甲 京子 | | |
| 福祉課長補佐 | 田村多八郎 | | |
| 福祉課長補佐 | 大内 俊二 | | |
| 福祉課係長 | 細谷 涼子 | | |
| 福祉課係長 | 三好 和義 | | |
| 福祉課係長 | 辰己 英作 | | |
| 子育て支援課長補佐 | 信宮 佳子 | | |
| 子育て支援課係長 | 清家 亮 | | |
| 子育て支援課係長 | 竹内 奈美 | | |
| 長寿介護課補佐 | 竹中 千恵 | | |
| 長寿介護課補佐 | 松本 義博 | | |

- 議案第29号 西予市児童公園の指定管理者の指定について
- 議案第42号 令和6年度西予市一般会計予算
- 議案第46号 令和6年度西予市介護保険特別会計予算

1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり

開会 午前8時57分

○井関副委員長

令和6年第1回定例会厚生常任委員会を開会いたします。

まず初めに委員長より挨拶があります。

○加藤委員長

委員長が挨拶を行う。

○井関副委員長

次に、一井生活福祉部長兼福祉事務所長より挨拶をお願いいたします。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

一井生活福祉部長兼福祉事務所長が挨拶を行う。

○井関副委員長

審議に入る前に注意事項を申し上げます。発言の際には挙手の上、委員長の許可を得てから発言するようにお願いいたします。また、携帯電話の持込みは禁止となっておりますので、間違えて持ち込まれている方は電源のほうをお切りください。

これより先の進行のほうは委員長のほうで行います。

【福祉事務所】

【福祉課】

○加藤委員長

ただいまより委員会審査を行います。

議案第8号「西予市人工透析患者通院交通費支給条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

佐々木課長の説明を求めます。

○佐々木福祉課長

それでは議案第8号「西予市人工透析患者通院交通費支給条例の一部を改正する条例制定について」御説明を申し上げます。

本条例は、腎臓機能に障害を有し、定期的に透析療法を受ける方へ、医療機関への通院に要する自家用車等の交通費の一部を助成することを定めたものであります。

今回の条例改正は、人工透析患者の通院交通費について、限度額の見直しを行うものでございます。改正の内容としましては、近隣市町等の現状を踏まえ支給額を月額1万円以内としていたものを明確化することとして、市外に所在する医療機関へ通院する者及び居住する町外の医療機関へ通院する者を月額7,000円とし、居住する町内の医療機関へ通院する者を月額2,000円に見直しを行

うことのほか、所要の規定の整備を行うものでございます。

以上、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○加藤委員長

佐々木課長の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。

質疑はございませんか。

○酒井委員

西予市の中には二つの医院が人工透析をやっております。このあたりの人数だとか、そして現状、医院で自前で車を雇ったりしているところがあれば、そして、病院からレンタカーみたいな公用車でやってるようなところもあるか、実態の報告をちょっとしていただけないでしょうか。

○佐々木福祉課長

この対象事業の対象者につきましては、令和6年2月16日現在で79名でございます。

この事業について、実際に車を利用して受診をされてるところと、あと通院の送迎を使えてるところにつきましては、把握はしていない状況でございます。

助成対象者の通院先の内訳でございますが、旧町内24名、旧町外29名、市外26名でございます。明浜町7名、宇和町30名、野村町19名、城川町6名、三瓶町17名の方が利用をされております。通院の病院につきましては先ほど酒井委員が言われましたように市内が2、市外が7医院の9医院を通院の病院で申請は上がっております。

○酒井委員

私がいただいた令和5年9月11日現在の通院数が合計で111名になっているんですが、大分減ってますが、そういう状態があるんですか。

○佐々木福祉課長

通院数につきましては、今のところ利用者数は実数で、実際の利用者は月々によって変わってきますので、そのタクシーの利用券を何に使われたかっていうところの数字がありますので、多分そこは延べ人数のところになるのかなと思っておりません。

○酒井委員

合同バスのように、明浜を迎えに来て、高山、狩浜、俵津というような形で、巡回で拾って、そして月・水・金で回ってるようなんですが、そういうことの費用は、病院側へは今言った既定の費

用を渡して、それからどういようにするかは、病院側がやってるんですか、それとも福祉事務所がやってるんですか。

○佐々木福祉課長

そちらについては、各医療機関が実施をしているということで認識をしております。うちの福祉課のほうから補助等とかそういった支援というところは一切していない状況でございます。

○酒井委員

2,000 円になったのは背景に、宇和島市はこの通院をやってないというように私は聞いておるんですけれども、この問題について、宇和島市なんかは、他市ですね、病院が西予市はベッド数、台数といいますか、それが 40 台数ですね、やっているのが。そして、全体で見ますと宇和島、大洲、吉田とか、宇和島津島病院、山下クリニック、全部入れますと結構南予では多いんですね。

そして、他市について、人工透析交通費の支給を宇和島市はやってないと聞いておるんですが、他市はどういう現状になってるのでしょうか。

○佐々木福祉課長

県下の状況を見ますと、この事業を実施しているのは、松山市、大洲市、内子町、松野町、愛南町の 5 市町が実際やられております。

松山市においては島しょ部の航路の復路の半額というところで、島しょ部の分のみの限定ということで、大洲市につきましては、医療機関までの距離 2 キロを基準に上限が 5,000 円、内子町も月 5,000 円、松野町も 5,000 円で、愛南町はタクシー料金の 2 分の 1 というような現状でございます。

予算額につきましては、松山市が 48 万円、大洲市が 447 万 6000 円、内子町が 282 万円、松野町が 36 万円、愛南町が 165 万 8000 円、以上のような状況でございます。

○酒井委員

西予市から他市の透析病院へ行く場合に、お聞きしますけども、2,000 円の支給をするわけですか。

いくらの支給をされるかお聞きします。

○佐々木福祉課長

旧町内の分で移動の分につきましては、2,000 円で市外については 7,000 円で今回改正しております。

ですから明浜町から宇和島市等に行く場合は 7,000 円、また宇和町の医療機関に行く場合も

7,000 円、で宇和町の方が宇和町の病院に行かれるときは 2,000 円というようなこととなります。

○酒井委員

週に 3 回が普通なんですけれども、その場合やったら 7×4... 結構、20 回ぐらいいくんじゃないかと思うんですよ。そしたら月額でしょ、今言いましたのは。といいますのは、月額で言いますと 2,000 円だとしたら 100 円ですね。だったら 100 円で不足分の交通費とかいうのは、透析病院が持つわけですか。100 円では 1 回行けないという、送迎支給したらいけないと思うんですよ。そのところは、不足分というか、送迎費の不足分は病院側が負担していると、こういうことでよろしいですか。

○佐々木福祉課長

こちらにつきまして透析の患者さんが医療機関を受診する場合に、自家用車を使ってということになりますので基本、交通費につきましては本人負担ということになります。

ですから医療機関から送迎バス等を使われてる方については、そちらを利用されるので、実際通院を車でされてる方に対しての一部補助というふうな考え方になろうと思います。

○加藤委員長

ほかに質疑はございませんか。

○二宮委員

ちょっと細かいことで、文言のことですけど、先ほども説明の中に旧町とか、旧町外とかあったと思うんですけど、これ条例には町外・町内なんですよ。これ町内町外言うのは、適当なのかなというのはちょっと、今見よって思ったんですけど、課長どんなものでしょうかね。

○佐々木福祉課長

それも現行の条例ではそういった形で町内町外っていうところがあるんですが、今回の条例改正につきましてはその辺もきちんと明文化をして、第 4 条の中で市外に所在する医療機関へ通院する者が月額 7,000 円、居住する町外の医療機関へ通院する者が月額 7,000 円、居住する町内の医療機関へ通院する者が月額 2,000 円ということで、改正案のほうを出させていただいております。

○二宮委員

それは分かるんですけども、当市のもともとの成り立ちが、旧町が合併しての西予市なので、町外・町内という言い方で果たしていいのかなとい

う、これはもうちょっと法律的になるのかな、それは分らないですけど、旧町とかにしたほうがいいんじゃないかなというふうなちょっと気がして、質問させてもらいました。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

委員御指摘の点について先ほどお話もございましたけども、法令的なところもありますので一応ちょっと確認をさせていただいて、また改めて答弁させていただいたと思います。

○加藤委員長

ほかに質疑はございませんか。

○酒井委員

今、1月現在2月末現在でもいいんですが、自立支援更生医療ですね、医療を受けとられる、適用されている人工透析を行っている人の人数ってのを、もう一度、先ほど行ったり行かなかったりする人数の話されましたけど、実際どれだけの人数が、今、人工透析を行ってるんですか。

○加藤委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時13分)

○加藤委員長

再開を告げる。(再開 午前9時19分)

○佐々木福祉課長

先ほどの79名は実際に人工透析患者の方が病院を受診して医療機関の医師の意見書をもとにタクシーの利用料を支給している実人数でございます。

○加藤委員長

ほかにございませんか。

○山本委員

確認ですけども、宇和にしか透析の病院はないわけですけども、隣の町から来られる三瓶、明浜、野村町の方から宇和へ来られたら隣町居住する町外なので7,000円、城川から来ると2町をまたぐようになるんですけども、2町をまたいでも同額の7,000円ということで確認ですがそういうことなんですね。

○佐々木福祉課長

はい、おっしゃるとおりでございます。

○山本委員

若干城川の方は負担が多いということになりますよね。

○佐々木福祉課長

どうしても城川町の方は距離が遠くなるんで、負担としては大きいところがございますが、近隣

市町のほう見ますと上限が1,000円というところと、大洲市は2キロで金額の設定をされているところもありまして、近隣市町に合わせたところで7,000円ということで、うちの設定をさせていただいております。

○井関副委員長

町内の部分なんですけども、月額2,000円ということなんですが、同じ町内でもタクシー利用料でかなり金額に差が出てくるんじゃないかなと思うんですけども、町外から来られる方のタクシー料金と町内にでも同じぐらいの料金がかかる方もおられると思うんですが、この線引きはどこかではしなければならぬから町内とされたんだと思うんですが、距離とか何かそういう形で取決めをするっていうことはなかなか出来なかったんでしょうか。

○佐々木福祉課長

その辺もちょっと検討はしたんですけど、実際のところ病院から100メートル以内で透析をされる方も中にはいらっしゃいます。といいながら町内でも、4キロ5キロある方もございます。そういったことでその距離換算にするとこもちょっと検討はしたんですが、やはり事務量の負担と、あとは近隣市町のところがやっぱりどうしてもその月額幾らっていうような決め方をされているところもありまして、その辺を考慮して月額単価ということで、調整をうちとしてはしたところがございます。

○井関副委員長

月額単価がどうのこうのと言うとるわけじゃなくて、その距離単位で月額単価に出来なかったのかということをちょっと質問したんですけど。

○佐々木福祉課長

その距離単価、いろいろ距離の計算の仕方とかそういうところも、事務上ちょっとやってはみたんですが、なかなか算出のところで、どういった距離を、実際の自走の距離でやるのか、GIS等を使ってやるのかというところでかなりの事務手間もかかるということもありまして、もうその距離換算をせずにもう、月額単価にするというようなことで決めさせていただいております。

○加藤委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。議案第8号「西予市人工透析患者通院交通費支給

条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員により当委員会といたしましては、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第 42 号「令和 6 年度西予市一般会計予算」福祉課所管分を議題といたします。

佐々木課長の説明を求めます。

○佐々木福祉課長

議案第 42 号「令和 6 年度西予市一般会計予算」のうち福祉課所管分について、予算書に基づき御説明を申し上げます。

それでは、一般会計予算書 77 ページをお開き願います。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費でございますが、令和 6 年度予算 5 億 3564 万 3000 円のうち、国民健康保険特別会計事業勘定繰出事業及び職員給与費を除きまして、福祉課所管事業分は 9883 万 4000 円を予算計上いたしております。

前年度と比較しますと 107 万円の減額予算となっております。

まず、事業概要欄の 2 つ目、社会福祉総務費庶務事業 2868 万 4000 円でございますが、令和 5 年度から 7 つの事業を本事業にて実施しております。そのうち、主な事業の説明をさせていただきます。事前配信しております資料もあわせて御覧いただければと思います。

まず、民生児童委員活動推進事業でございますが、御承知のとおり、民生委員・児童委員は民生委員法に基づき、厚生労働大臣が委嘱する非常勤の地方公務員で、任期は 3 年となっております。民生児童委員は主任児童委員 12 名を含めまして、合計 164 名の委員がおられますが、任期が令和 4 年 12 月 1 日から 3 年間となっております。委員の皆様には、住民の立場に立って担当地域における相談に応じ、訪問等による実態把握や見守り活動など、支援を必要とする住民と市や社会福祉協議会等の関係機関を結ぶパイプ役として大きな役割を担っていただいております。

予算の主な内訳でございますが、委員の継続的な活動に対し、交通費等の費用として 1 人当たり年間で 13 万 9200 円、地区会長におかれましては、15 万 1200 円を費用弁償として支給することとし、そのほか、民生児童委員協議会が行う活動に必要

な経費と事務費等を計上させていただいております。

避難行動要支援者管理運営事業についてでございますが、避難行動要支援者名簿を整理し、個別避難計画の作成を促進するために、必要な郵便料及び事務費を計上させていただいております。令和 4 年度に宇和地区、令和 5 年度明浜地区、野村地区で実施をし、令和 6 年度は城川地区、三瓶地区の見直しをする予定としております。引き続き、地域の防災意識の向上を図り、要支援者の避難体制の整備、円滑な避難支援の実施を目指してまいります。

援護事務事業でございますが、市内 5 支部の遺族会組織から成る市遺族会に対し、戦没者の慰霊を慰めるとともに、会員の研修や高齢化が進む遺族の身の上相談、生活援護活動などの諸活動に対し、継続的な補助を行うための予算を計上しております。遺族会会員への継続的な支援を行うことで、遺族会活動を円滑にし、戦争の悲惨さを風化させない活動につながっております。戦没者遺族の高齢化が進み、会員数は年々減少しているものの団体としての活動を行うことで、各会員の援護支援につながるものと考えております。

続きまして予算書事業概要 3 行目、社会福祉協議会運営補助事業 7015 万円でございますが、社会福祉協議会は社会福祉法において、地域福祉を推進する中心的な団体として明確に位置づけられており、地域福祉の担い手としての役割を果たす西予市社会福祉協議会の法人運営及び社会福祉事業に対し補助金を交付するものでございます。運営に係る人件費、事務費、事業費の一部を補助しており、前年度より 157 万円の減額となっておりますが、こちらについては人件費の減額によるものでございます。

社会福祉総務費につきましては以上でございます。

続きまして、予算書 81 ページをお開き願います。3 款民生費、1 項社会福祉費、4 目障害者福祉費でございますが、14 億 4493 万 6000 円のうち、令和 6 年度予算は職員給与費を除き、事業予算分 14 億 1427 万円を計上いたしております。昨年度と比較しますと 1479 万 8000 円の増額となっております。

障害者福祉費の事業としましては、事業概要の最下行の職員給与費を除きまして、障害者福祉庶

務事業ほか全 11 事業となっております。主な事業について御説明をさせていただきます。

事業概要 2 行目、地域生活支援事業 4810 万 1000 円でございますが、障がい者がその能力や適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に行い、障がい者等の福祉の増進を図り、誰もが安心して地域で生活できるよう、障害者総合支援法に基づき、市が行う事業となっております。

令和 5 年度から 4 つの事業を本事業にて実施しております。

地域生活支援事業には、地域で生活している障がいのある方、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等を行う相談支援事業や、障がい者の日中の活動や介護者のレスパイトを支援するための日中一時支援、移動支援等がございます。

これらのほか、行政等の事務手続や医療機関での診療等に手話通訳者の派遣を行い、また、聴覚障がい者への理解と手話に対する関心を広め、手話奉仕員の養成を行うために、手話奉仕員養成講座を開催するなどして、障がい者とその他の方のコミュニケーションを図るコミュニケーション事業や身体障がい者及び知的障がい者の日常生活上の便宜を図るため、障がい者または介護者からの申請に基づき、排せつ管理支援用具のストマや紙おむつ等の日常生活用具の給付を行う日常生活用具給付事業などがございます。いずれも障がい者の地域での暮らしを支える重要な事業でございます。

次に、予算書事業概要 3 行目、障害者総合支援給付事業の 11 億 2757 万円でございますが、障がい者の方が能力や適性に応じた障がい福祉サービスを利用し、自立した日常生活や社会生活を行うことができるよう支援するもので、障害者総合支援法に基づき、介護給付、訓練等給付等に要する費用となります。この事業については年々増加傾向にあり、特に、自宅での入浴、排せつ、家事の介護等を行う居宅介護や、グループホームでの生活を支援する共同生活援助、一般企業等での就労が困難な方に就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う就労継続支援 B 型のサービスの利用増加が顕著でございます。今後の見通しとしましては、高齢化によるサ

ービス利用の多様化や障がい者への理解が進む中において、各種サービスが充実され、事業費は増加傾向で推移していくものと考えております。

次に、予算書 82 ページ、事業概要 2 行目、障害者自立支援医療費給付事業 3554 万 7000 円でございますが、この事業は、更生医療、育成医療、療養介護医療が対象となり、心身の障害を除去、軽減し、日常生活を維持するために確実な治療効果が期待できる医療費の給付を行うものでございます。

次に、事業概要 3 行目、重度心身障がい者医療費給付事業の 1 億 2056 万 5000 円でございますが、この事業は重度障がい者に対して、医療機関等で保険診療された自己負担分を助成するものでございます。高額な医療費がかかる可能性の高い重度心身障がい者の経済的負担を軽くし、安心した生活を支援しております。

続きまして事業概要 6 行目、障害児通所支援給付等事業 5019 万 4000 円でございますが、この事業は、身体に障がいのある児童及び知的障がい者、発達障害等のある児童を対象に通所による療育支援を目的とするものでございます。通所支援、相談支援の提供により、適切な療育を促すとともに保護者の就労支援にもつながる制度でございます。障がい児の通所支援におけるニーズは年々増大しており、保護者のレスパイトや就労のニーズ、障害の早期発見、早期療育といった流れからも今後の見通しとしては増加傾向にあるものと思われま

す。障がい者福祉につきましては以上でございます。

続きまして 94 ページをお開きください。

3 款民生費、3 項生活保護費、1 目生活保護総務費でございますが、令和 6 年度予算額 4554 万 8000 円のうち職員給与を除き、生活保護施行事業ほか全 6 事業予算 1162 万 1000 円を計上いたしました。前年度と比較しますと 35 万 4000 円の減額となっております。生活保護の適正実施に当たり、相談、調査、訪問等に必要な事務経費等でございます。生活困窮する市民に、生活保護法の適用を判断するとともに、最低生活の保障と自立助長を図る事業に各費用を予算計上しております。

主な事業につきまして御説明させていただきます。

初めに事業概要 2 行目、生活保護適正実施推進

事業についてでございますが、医療扶助費は、生活保護扶助費の多くを占めており、令和6年度167万円の予算を計上しているところです。この事業は医療扶助費の適正化を図るために、被保護者のレセプトを点検し、重複受診や頻回受診をチェックするとともに、ジェネリック医薬品の使用促進及び健康管理支援による重症化予防の推進などを行っております。事業を行うに当たり、レセプト点検の外部委託、レセプト管理システムの活用及び医療扶助指導員による嘱託医協議や資格審査など様々な方法を用いて医療扶助の適正受診指導に努めているところでございます。

次に、予算書95ページをお開き願います。

3款民生費、3項生活保護費、2目扶助費でございますが、令和6年度予算は4億5386万2000円を計上いたしております。前年度と比較しますと121万1000円の増額となっております。生活保護扶助事業は、生活保護法に基づき生活に困窮している方に困窮の程度に応じた保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としております。保護の内容には、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産補助、生業扶助、葬祭扶助等がございます。保護を受けようとする方は、市の福祉事務所に保護申請を行い、預金・不動産などの資産調査、年金や就労収入の調査、就労の可能性の調査、親族の援助の調査などを行った後、保護の要否が判定され保護を受けることとなります。現在、4人のケースワーカーと査察指導員1名を配置しまして業務に当たっております。被保護者の高齢化に伴い、医療扶助費が扶助費の中でも大きな割合を占めております。

次に下段を御覧ください。3款民生費、4項災害救助費、1目災害救助費は、前年度と同額の143万3000円を計上しております。

96ページをお開きください。

事業概要災害援護資金貸付事業82万3000円でございますが、平成30年7月豪雨災害時に実施しました災害援護資金の貸付けにつきまして、償還金等を計上するものでございます。

歳入につきましては、事前に提出しております資料の福祉課委員会説明資料、歳入に充当先事業、備考欄に補助率等を記載させていただいておりますので、お目通しいただき説明のほうは割愛させていただきます。

以上、福祉課所管分の「令和6年度西予市一般会計予算」につきまして、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○加藤委員長

佐々木課長の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。

質疑はございませんか。

○山本委員

94ページの生活保護の申請ですけど、全国的に申請が非常に増えているというニュースをよく聞きますけども、西予市内でもその傾向が見られますか。

○佐々木福祉課長

生活保護の申請件数につきましては、今朝の新聞報道等にもありましたが、西予市におきましては令和4年度の申請件数が36件、令和5年度1月末までの申請件数ではございますが、こちらが32件となっております。大体例年、同数ぐらいの申請件数が上がってきているというような状況でございます。

○二宮委員

民生児童委員の件でちょっとお聞きしたいんですけども、行政区の世帯減少というのはかなり増えてるんじゃないかと思うんですけども、それに伴った民生児童委員の定数というのか、定員というのか、ちょっと分かんのですが、その見直し等の状況というのはどういふふうになるのでしょうか。

○佐々木福祉課長

民生委員の定数におきましては国の基準がありまして、そちらで世帯数に応じた委員の数というのがありまして、こちらについては、民生委員の任期の終わる前に県で調整がされます。西予市としては今の現152名の人数よりか、若干定数的に割ると少ないというところなんですけども、そちらは市内の面積が広いということもありまして、県のほうに要望して人数を定数以上配置ということをお願いをしてこの人数になっております。といいながらやっぱり、その世帯数等も人口も少なくなっている状況で、今後見直し等については検討していかなければいけないと考えておるところでございます。次回、任期が7年の11月末で終わるので、7年度の初頭ぐらいにはそういった調査があつて、定数等を確認していくようなことになろうと思います。

○二宮委員

かなり世帯が少ない行政区もあって、西予市が認めているのか、区長さんがおる行政区が300近いんじゃないかなと思うんですけども、その再編の状況はどういうふうに福祉課のほうで考えて決められるのか。このどこのどこで1人みたいな、そういうふうな決め方というかそういうのはどんな感じなんですかね。

○加藤委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時45分)

○加藤委員長

再開を告げる。(再開 午前9時46分)

○佐々木福祉課長

民生委員の地区からの要望としては、行政からの数字があるかということなんですけど、地区からの要望で毎年その改正の前年度に、地区へ各旧町へ依頼をして、その地区でどのぐらい必要かというのを地区から要望を受けて決めております。また複数の行政区をまとめて委員の数を決めていう地区もございます。ですから一応その地区に要望がどのぐらい必要なかということを確認してから、人数を決めるというような形になっております。

○二宮委員

ありがとうございます。ちょっと質問した趣旨はですね、今の行政区も区長さん等も、7世帯ぐらいで区長さんしてるところもあれば、今からもっともって世帯も減少していく中で、やっぱ行政区の統廃合というか、そういうのも見直していかなくちゃならないかなということ、ちょっと参考になるんじゃないかなと思って、今の民生委員の数がね、行政区に比べたら約今半分強ぐらいな感じになっとなんで、ちょっと聞かせていただきました。すみませんありがとうございます。

もう1点かまんですか。生活保護の質問がさっきあったんですけども、昨年に限らず、ここ2、3年の中で、生活保護から脱却されたようなケースがあるのかないかちょっと質問させていただきます。

○佐々木福祉課長

生活保護から脱却されたというところにつきましては、新たに年金の受給が発生して収入が出てきたということと、あと就労支援をしますので、そちらに就労をされて収入が上がって生活保護を脱却したというケースはございますが、それ

ほど大きな数字ではございませんが、実際今の生活保護の受給世帯、大体横ばいの状況でございますが、なかなかこう就労支援等をするんですが、高齢者の方は70歳以上が53%とかなり高齢者の方が占めている状況でございますが、なかなか生活保護の脱却というのは難しいのが現状でございます。

○二宮委員

現状的には今課長言われたようなことだろうと思うんですけども、そもそも生活保護はやっぱり、最低の生活保障をするというところではありますけれども、一方でやっぱり、そこからまた復帰してもらおうという意味もあってのケースワーカーの皆さんの御努力とかがあるんじゃないかなと思っております。若い人が申請しにくいとかいうことでコマーシャルとかやっていますけど、生活困ったら相談してくださいというような、そういう人たちが一時的に相談行って、保護を受けて、また復帰できるみたいな。やっぱそういうふうな社会にしていけないといけないなと思ってちょっと状況を質問させていただきましたが、就労支援等でも、多少でもそういう復帰があるということを知って安心をしておりますし、今後また努力をお願いしたいなと思っております。

続けてで恐縮ですけども、障害者福祉費の事業番号でいうと4140と4141障がい者福祉庶務事業と地域生活支援事業の昨年比がマイナスになるところは利用実績によるものでしょうかね。その質問させていただきます。

○佐々木福祉課長

昨年度より予算額としては減少しているところがございますが、一応過去4年の実績と5年度の今年度の見込みというところで、不足が生じないように、こう数字的にはある程度余裕を持った予算編成をずっとしとったんですけど、どうしても、今の財政のほうからやっぱり、その辺は実績に基づいて、ちょっとその辺を精度を高めていくというところで、堅くこの数字を見積もっております。ですから昨年度の実績ベースで見直して、予算については、厳しく見積もっておる状況でございます。そういった方針で今年度の予算編成をしております。といいながらどうしても増額予算になっている事務事業もございます。こちらについてはそういった実績でどうしても伸びてきている事業については、当然手当てが必要になり

ますので、そういった考え方で予算計上をさせていただいております。

〔委員長交代〕

○加藤委員

77 ページの社会福祉総務費庶務事業についてなんですけれども2868万4000円がついておりますが、そのうちDV関係事業なんですけれども、どれぐらいの予算がつけられているのかってことと、これは令和4年もやられ、また令和5年も引き続きやられるということなんですけれども、実際には具体的にどのような形の事業をとられているのか内容を教えてください。

○佐々木福祉課長

DVの関係の予算でございますが、DV被害があった場合、緊急的な対応が必要になるということで窓口にくられた方を一時的に避難させるということで、宿泊費を計上しております。こちらのほうの予算が7万8100円計上しております。一応今年度の実績としてはゼロということで、一時的に何日間かホテルのほうへ避難して、それから後、そういった生活の状況等どうしても収入がないということであれば、緊急的な生活保護の適用とか、あと救護施設の入所等、進めていくようなこととなります。

○加藤委員

この窓口なんですけれども、福祉課の窓口だと思うんですけれども、専門員などが配属されているのでしょうか。

○佐々木福祉課長

まず福祉総合相談センターで対応するようになりますが、相談支援員として保健師が今1名配置をされているところでございます。あとはケースワーカー等もそういった生活の支援というところで入って一緒になって話を聞いてそういった支援をしていくというようなこととなります。

○加藤委員長

ほかに質疑はございませんか。

○中村委員

1点だけ、すいません。避難行動要支援者管理運営事業についてお尋ねをいたします。よろしいでしょうか。以前に部長のほうから、要支援者について、一律に高齢者をまとめて区切るっていうんではなくて、もっと実態に照らして、近くに身内のいらっしゃる方とか、そういうことについては随時見直していくみたいな話があったように思

います。年々高齢化していくので、名簿の入替えとかもあろうかと思いますが、要支援者という方の今の定義と申しますか、こういう方を指しますというものと、それが旧町別に一体どのぐらいいらっしゃるのかということがもし分かれば教えてください。

○佐々木福祉課長

避難行動要支援者の個別支援計画ですが、定義としましては75歳以上の独居高齢者のみの世帯、介護認定3以上の方や、身体障害者手帳1、2級の方など、自ら避難することが困難と思われる方々を避難行動要支援者として定義のほうをしております。同一世帯で支援があるとか、近所の世帯で支援を受けるというようなことがあれば、そういった調査票の中で確認をして、対象者のほうの絞り込みを行っております。今現在、市内全域で対象者が3,503名ということで大分対象者を絞ってきている状況でございます。そのうちの今同意者が2,319人で、同意率が66.2%でそのうちの回答していただいている方が82.5%となっております。そのうちの個別避難計画の作成率としましては今、24.4%の進捗率でございます。旧町別につきましては、担当の三好係長のほうから報告させていただいて構いませんでしょうか。

○三好福祉課係長

旧町別の回答をさせていただきます。明浜地区の同意者が181名、宇和地区618名、野村地区376名、城川地区408名、三瓶地区736名、計2,319名となっております。対象者が明浜地区313名、宇和地区1,113名、野村地区586名、城川地区512名、三瓶地区979名となっております。現在、まだ城川地区と三瓶地区は来年度に見直しをする予定ですので、同意者が多くなっておりまして、御自分で逃げられる方が、明浜地区、宇和地区、野村地区の見直しが終わっておりますので少なくなっております。

○中村委員

関係機関へ個人情報も投げていいということも同意というふうにとらえてよろしいのでしょうか。個別避難計画に関しては危機管理課ではなくてこちらの課でもう全部やってしまうという認識でよろしいでしょうか。

○佐々木福祉課長

同意の情報提供につきましては委員のおっしゃるとおりでございます。同意を得られた方に対し

て各区長とか自主防災組織とかそういうところの
情報提供をさせていただきます。あと計画の策定
につきましては、個別避難計画につきましては、
今福祉課が全て行っているという状況でございま
す。

○加藤委員長

ほかに質疑はございませんか。

○山本委員

77 ページの援護事業なんですけども、戦没者
の英霊を慰めるとともに戦争の悲惨さを風化させ
ないためにも、遺族会への援助されておるんです
けど、今非常に世の中が大変なことになっており
ますんで、本当に思うんですけども、高齢化がず
っと進んで死亡退会とかいうようなことも会員数
の減少にもつながっておるんじゃないかと思うん
ですけど、減少の度合いといいますかそういうな
ものはつかまれとるところがありますか。

○加藤委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時3分)

○加藤委員長

再開を告げる。(再開 午前10時5分)

○佐々木福祉課長

会員数につきましては、年々高齢化が進みまし
て減少傾向にあるというのが現状でございます。
ちなみに遺族会の会計資料でございますが、令和
3年度の会員数が803名、令和4年度の会員数の
決算は787名となっておりますが、実際その活動
されてというのはかなり少なくなっているのが現
状でございます。

○山本委員

そしたらもう現状といいますか、少なくなった
ところは、もうちょっと頑張っていないとかそんな
ことはなくて、もう各町の支部の遺族会におまか
せしているというのが現状だととらえていいです
かね。

○佐々木福祉課長

はい、おっしゃるとおりでございます。

○酒井委員

私は給付金の起算日と、それから低所得者の入
っているのいただいたんですけども、非課税世
帯は12月31日で認定があると思います。そして
基準日が12月1日、11カ月以上たった中で、基
準日が違うときに差異が出ると思うんですが、こ
のあたりはどのように処理してるかお尋ねしま
すが、住民税非課税世帯が7,000人超えています

んで、西予市はその辺りの給付金が福祉課の中
でも結構あるんですが、ただ、基準日がそれぞれの
給付金によって違うんですけども、それはどう
いうように扱っておりますか。

○佐々木福祉課長

給付金の基準日につきましては、国のほうから
基準日はこの日っていう通知がございます。現在
の7万円の給付の基準日が12月1日というこ
とで、それぞれの基準日において住民税の非課税
とか、均等割とかっていうのを決めている状況で
ございます。ですから前回の給付のときから課税
状況が変更になれば、当然、その対象になったり
とか外れたりとかいうところになりますので、そ
れぞれの基準日をもって住民税の非課税、均等割
といったところを抽出して行っているところでござ
います。

○酒井委員

税務課でやる12月の非課税世帯のは、通知を
するわけですよ。そしたら、それがずっと1年
間続くんでしょうか、それとも途中で基準日の時
点ぐらいで見直しをして給付をされるんですかと
いうことなんです。ですから、12月、多分こ
れ非課税世帯は12月1日の基準日になってるや
つは今年の12月までに申請してるわけですから、
そしたら11カ月以上違った中で、異動があった
ときとかそういう基準日だとか、そしてまた、増
えた人は余り文句言わないですよ。その基準日
のままでそれ11カ月もたってるのに、私はこれ
だけ所得がなくなった、というような人に対して
はどのような処置をする、基準日的に差異が出
てくるやつはどのような処置をしてるかというこ
とです。

○佐々木福祉課長

住民税については1月1日で決まって、それで
基準日が今回12月1日ということで11カ月、委
員のおっしゃるとおりでございます。当然その中
で、修正申告等をして1月1日から途中で12月1
日までの間に非課税になれば、12月1日現在で
その方には該当になります。逆に、1月1日から
修正申告があって、所得があって非課税から外
れた場合については当然、抽出から外れるので
該当しないと。12月1日以降でそれを遡って
修正申告があった場合、12月2日で該当だ
ったけど、その修正申告が前年度の分で修正
があった場合、その分は返還してもらおうと

というような手続になっています。

○酒井委員

個人が修正申告する例があるんですか。結局、多くなるのは、余りしません。普通、心理として、少なくなったときは、申告して給付金をいただきたいというのが出てくると。心理的に、そういう例はやっぱり多々あるわけでしょう。

○佐々木福祉課長

件数的には少ないんですが前回の給付金の中で3名ほど、その返還が発生したケースもございません。

○酒井委員

私が指摘しているのは1月1日の非課税世帯の申告と基準日が11カ月も空くってのは、何か違和感が私にはありますので、その点はどのように処置してるかという説明していただきたいんですけど、3件ぐらいしかないということなんで、もうその辺についてはやはり人間心理だなと思いつつ、処理をしていただきたいと思えます。

○加藤委員長

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○加藤委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第42号「令和6年度西予市一般会計予算」福祉課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員により当委員会といたしましては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前10時12分）

【長寿介護課】

○加藤委員長

再開を告げる。（再開 午前10時21分）

次に議案第12号「西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。土居課長の説明を求めます。

○土居長寿介護課長

議案第12号「西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について」御説明を申し上げます。

介護保険第1号被保険者である65歳以上の方

の介護保険料算定につきましては、2月21日に開催されました議員全員協議会で御説明いたしましたとおりでございます。

65歳以上の方の介護保険料につきましては、介護保険法の規定により、3カ年を1期間とする介護保険事業計画期間において見直しを行うことと定められております。令和6年度から8年度の第9期介護保険事業計画期間中の介護保険料につきましては、今後の高齢者人口の推移や介護保険サービスに係る給付費の見込額などから、本市における介護保険事業費を見込み、介護保険料基準額月額を第8期と同額の6,400円、年額7万6800円といたしました。

また、被保険者間での所得再分配機能を強化する観点から、国の定めにより、所得段階の多段階化、高所得者の乗率の引上げ、低所得者の乗率の引下げが行われたことから、本市におきましても、国の基準どおりの設定といたしました。これによりまして、同計画期間中における介護保険料を改定するよう、本条例の一部を改定するものでございます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○加藤委員長

土居課長の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○加藤委員長

質疑はございませんか。

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第12号「西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○加藤委員長

挙手全員により当委員会といたしましては、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第13号「西予市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の全部改正について」、議案第14号「西予市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着

型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の全部改正について」、議案第 15 号「西予市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の全部改正について」、議案第 16 号「西予市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の全部改正について」の 4 議案について関連がありますので、一括議題といたします。

土居課長の説明を求めます。

○土居長寿介護課長

それでは、議案第 13 号「西予市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の全部改正について」、議案第 14 号「西予市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の全部改正について」、議案第 15 号「西予市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の全部改正について」、議案第 16 号「西予市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の全部改正について」、以上 4 議案につきましては関連がございますので、一括して御説明をいたします。

本条例は、厚生労働省令等に基づき、地域密着型サービス事業者、居宅介護支援事業者等が事業を実施する際、遵守しなければならない人員、設備及び運営等の基準等を定めたものであります。

これまで、この基準等を定めた条例につきましては、地域の実情に応じて定めることが可能な市独自基準を除き、厚生労働省令で定められた規定ぶりをそのまま引き写す形で構成しておりました。

しかし、この規定方法では、市の独自基準の有無が不明瞭であるとともに、基準省令が突発的に改正された場合などには、速やかに条例に反映させることが難しいといった弊害がありました。今回の改正は、これらを改善するため、規定の簡素化を図り、事業者に平易な表現とするため、条例の構造を従来の引き写しから、厚生労働省令を引用する形に移行するものであります。改正後の各条例においては、厚生労働省令で定める基準を引

用する規定のほか、介護保険法の規定により、条例で定める必要のある、各事業者の指定に関する基準、厚生労働省令とは異なる市独自の基準を規定しております。

以上 4 議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○加藤委員長

土居課長の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。

質疑はございませんか。

○酒井委員

市独自の運用という形になっておりますが、どこがどういうふう変わったか、分かる説明出来ますか。

○土居長寿介護課長

市独自の基準と申し上げますのは、市独自の市サービスの提供に係る記録の保存期間は、厚生労働省令では 2 年と規定されておりますが、不適正な介護報酬の返還請求は、過去 5 年可能であります。返還請求時に必要な文書が事業所に残されていないといった事態を避けるために、保存期間は 5 年としているのが、市の独自基準の規定でございます。

あと、厚生労働省令のほうで、令和 6 年 4 月の改定の内容につきましては、主なものとしまして、運営規程の概要等の重要事業事項を、ウェブサイト上に掲載することの義務づけ、管理者の兼務範囲の明確化、身体的拘束等の適正化の推進、利用者の安全や介護の質の確保、職員の負担軽減の方策を検討するための委員会の設置、協力医療機関との連携体制の構築、ケアマネジャー 1 人当たりの取扱件数の見直し、テレビ電話等を活用したモニタリングの実施についての改正が行われております。

○酒井委員

ということは、厚労省の基準ではなしにするとすれば、西予市だけではなしに他の市町村もそれに準じた形で、地方の自治体はやるということになりますね。西予市だけですか。

○土居長寿介護課長

これにつきましては、現在愛媛県内では、愛媛県と宇和島市が、過去に同様の引用形式に改正済みであります。今回新たに大洲市が同じく、引用形式に改定の予定となっております。

○加藤委員長

ほかに質疑はございませんか。

○酒井委員

条例ってのは、こうして変わって私らも議決していくんですけども、よく咀嚼をしてないと、現場で働く人たちはそれに拘束されるわけですよ。その辺りを、私らも分からないんだけど、その現場にこの条例を当てはめて、現地で、労働することに関しては。だからその点の指導はしっかりと行政側でやってもらわないと、我々がどういふふうに変ったのって言われたって、現場で現実にはどの部分がどのように変わるかってのは、体感出来ないんですよ。その辺りを、条例改正のときにはしっかりと、我々も把握しなきゃ駄目なんだけど、そこまでの現場感もございませんし、その辺りを、法律も用語でやると、なかなか難しい言葉がぼんぼん出てきまして分かりにくいんですけども、大体今の意味で、地方に合った形の条例にすると。理解しました。

○井関副委員長

西予市指定地域密着型サービスのところなんですけども、看護小規模多機能型居宅介護に限るっていうところが出てくるんですけども、この看多機って言われる部分なんですけども、これあんまりこう聞きなじみがない言葉なんですけども、今回野村病院のところの説明の時にもこの名前がよく出てきたと思うんですが、この事業そのものっていうのが西予市では現在はないと思うんですけども、どういう内容かというのはもうちょっと詳しく説明してほしいんですけども。

○加藤委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時32分)

○加藤委員長

再開を告げる。(再開 午前10時32分)

○土居長寿介護課長

看多機といいますのは看護小規模多機能型居宅介護となっております。この内容につきましては、四つの介護サービスを提供するようになっておりまして、まずは、看護師が利用者のご自宅に伺い、健康観察医師の指示書に基づき医療措置を行う訪問看護、それから介護スタッフが利用者のご自宅に伺い、入浴や排せつの介助のほか掃除や調理などを行う訪問介護、看多機所内で食事や入浴、リハビリなどをして過ごす通いのサービス、看多機事業所内で夜間を過ごす泊のサービス、以上の四つとなっております。

○井関副委員長

これを始めるに当たっての資格というか、どういふところがこういう、これを行うことができるか、どういう規定になつとるんですか。

○加藤委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時34分)

○加藤委員長

再開を告げる。(再開 午前10時36分)

○土居長寿介護課長

この件につきましては、後ほど文書で報告させていただきます。

よろしくいたします。

○加藤委員長

ほかに質疑はございませんか。

[発言する者なし]

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

採決は1件ずつ行います。

お諮りいたします。

議案第13号「西予市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の全部改正について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○加藤委員長

挙手全員により当委員会といたしましては、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第14号「西予市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の全部改正について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○加藤委員長

挙手全員により当委員会といたしましては、原案どおり可決することに決しました。

次に議案第15号「西予市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の全部改正について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○加藤委員長

挙手全員により当委員会といたしましては、原

案どおり可決することに決しました。

次に、議案第 16 号「西予市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の全部改正について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○加藤委員長

挙手全員により当委員会といたしましては、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第 42 号「令和 6 年度西予市一般会計予算」長寿介護課所管分を議題といたします。

土居課長の説明を求めます。

○土居長寿介護課長

議案第 42 号「令和 6 年度西予市一般会計予算」のうち長寿介護課所管分につきまして、予算書に基づき、主要な事業、中でも予算額が大きな事業を抜粋して御説明を申し上げます。

それでは、歳出予算から御説明いたします。

予算書の 79 ページをお開きください。

3 款民生費、1 項社会福祉費、3 目老人福祉でございますが、令和 6 年度予算 22 億 8543 万 6000 円のうち、野村介護老人保健施設事業会計繰出事業及び職員給与費を除き、長寿介護課所管分は 21 億 1001 万 9000 円を予算計上しております。前年度当初予算と比較しますと、3 億 3515 万 9000 円の増額となっております。

それでは事業概要に沿って御説明いたします。

老人福祉庶務事業 1374 万 4000 円を計上しております。この事業は、事務経費、宇和福祉の里事業補助利用者負担軽減措置、シルバー人材センター支援、敬老祝い金支給の事業でございます。前年度当初予算と比較しまして 18 万 1000 円の増額となっております。

続きまして、老人クラブ等活動支援事業 293 万 2000 円を計上しております。この事業は、軽スポーツの実施や奉仕活動、独居高齢者の見守り、子どもたちの交流など、地域社会の発展と福祉の向上に貢献している老人クラブの運営を支援していくため、補助金を交付するものでございます。前年度当初予算と比較しまして 10 万 6000 円の減額となっております。

続きまして、老人保護措置事業 2 億 8749 万 6000 円を計上しております。事業の財源になります入所者負担金につきましては、社会福祉負担金 6197 万 2000 円を歳入予算で計上しております。

この事業は、老人福祉法に基づき 65 歳以上の方で、家庭環境及び経済的理由により居宅において生活することが困難な方の養護老人ホームへの入所措置をさせていただき事業でございます。前年度当初予算と比較しまして 243 万 5000 円の増額となっております。これは、松山市の養護老人ホームの入所者が 1 名増えたことが主な要因でございます。市内には、定員 70 名の奥伊予荘と定員 50 名の三楽園の二つの施設がありますが、現在 4 名の方が市外の養護老人ホームへ入居しております。

続きまして、敬老会活動支援事業 1628 万円を計上しております。この事業は、市内に住所を有し、当該実施年度 4 月 1 日現在において満 75 歳以上の高齢者を対象として、町内会や自治会等が行う敬老事業に対し補助金を交付する事業でございます。令和 5 年度からは、一堂に会しての敬老事業に対し 1 人当たり 1,900 円、記念品配布のみの場合、1 人当たり 1,000 円を乗じた額の補助金を交付しております。令和 6 年度対象者は、市内全域で 8,568 人を見込んでおります。

80 ページをお開きください。惣川高齢者生活福祉センター運営委託事業 1054 万 1000 円を計上しております。この施設は、高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよう支援するとともに、福祉の増進を図ることを目的として、平成 6 年 6 月に整備された施設であります。平成 18 年 4 月から現在まで、社会福祉法人西予市野城総合福祉協会が指定管理者として運営しております。居室は 2 人部屋が 2 室、個室が 6 室の定員 10 名となっております。

続きまして、軽費老人ホーム管理運営事業 2135 万 6000 円を計上しております。軽費老人ホームとは、老人福祉法第 20 条の 6 に規定されている施設で、家庭環境や経済状況などの理由により、居宅において生活することが困難な高齢者が入居の対象となります。この事業は、利用者の負担を軽減するため、施設利用料のうち、事務費を施設が減免した場合に、減免した額を補助し、利用者の負担軽減を図るものでございます。市内には、事業の対象となる二つの施設があります。

続きまして、養護老人ホーム三楽園建設事業 8 億 1046 万 1000 円を計上しております。これは、現在西予総合福祉会が建設工事を進めている養護老人ホーム三楽園の新築工事費 8 億円、工事管理

費 1023 万円の合計 8 億 1023 万円を補助金で計上しております。その他、市で実施する記念樹植栽委託料 23 万 1000 円を予算計上しております。

続きまして、介護保険特別会計繰出事業 9 億 3470 万円を計上しております。この事業は、介護保険事業の健全な運営を図るため、介護給付費に対する法定負担分と介護保険料で賄うことの出来ない事務費への繰り出しを行うものでございます。前年度当初予算と比較しまして 2962 万 3000 円の減額となっておりますが、令和 5 年度の実績見込みにより減額となっております。特定財源の低所得者保険料軽減に係る国庫負担金 3878 万 5000 円及び県負担金 1939 万 2000 円を歳入予算で計上しております。低所得者保険料の軽減負担割合は、国が 2 分の 1、県と市が 4 分の 1 となっております。

以上、歳出予算についての御説明とさせていただきます。

なお、歳入予算につきましては、事前に提出しております歳入資料をもって御説明にかえさせていただきます。

以上で、議案第 42 号「令和 6 年度西予市一般会計予算」のうち長寿介護課所管分の御説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上御決定くださいますようお願い申し上げます。

○加藤委員長

土居課長の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。

質疑はございませんか。

○山本委員

79 ページのシルバーセンターの支援なんですけども、これ具体的にはシルバーセンターにはどんな支援がされるのでしょうか。

○土居長寿介護課長

シルバー人材センターには補助金として出しております。これにつきましては、一応シルバー人材センター、三瓶支所の中にあるわけなんですけど、こちらの活動に対する補助でございます。これと同額程度のものが、国のほうからも入ってくるような形になっております。

○山本委員

ものではなくて補助金の補助ということですね。

○加藤委員長

ほかに質疑はございませんか。

○中村委員

三楽園の建設事業 8 億 1000 万円のこの財源は地方債 8 億 1000 万円がこれ充当されていると思うのですが、この地方債は据置き何年の何年返済とかが決まりましたっけ。

○土居長寿介護課長

一応 3 年据置きの 4 年目からの償還という形になると思います。

あくまで一般論でございますが 12 年からとなっております。

○酒井委員

前からも言うんですけども、老人クラブの構成員ですが、60 歳からのところに 300 円出すのと、70 歳からの老人クラブのところがあって 300 円出すのもあるんですが、このあたりはもう少し、この時期になったら 60 歳いったら成年ですからね。だから、その辺りも精査すべきじゃないですか。60 歳の人に 300 円ですよ。70 歳から老人クラブのところもあるわけですよ。117 団体のうちでは 4 千何人におられますけども、一番大きいとは 400 人ぐらいクラブとしてあるんじゃないかと思えます。そして小さいところは、そういう 60 歳の人たちが集まってワイワイしよったって老人クラブと思わんですよ、今。どうですか。もう前にも指摘したことがあるんですが、もう 60 歳の人を老人クラブとか、65 歳が実際高齢者世帯ということで統計的には出すわけですから、65 歳以下は出さないような形にしたらどうですか。

○土居長寿介護課長

委員おっしゃりますようにこの会員の減少という中にも、実際に 60 歳からはまだ就業機会が多いということで、なかなかそういう方が入っていただくのは難しいような状態になっております。今の定義をこちらのほうで変えるということとはなかなか難しいとは思いますが、ちょっと今後の検討課題というような形でさせていただいたらと思います。よろしく願いいたします。

○酒井委員

私が言ってるのは、65 歳だったらまだ我慢できるが 60 歳に 300 円出すのはどうかということなんです。だから市のほうから 65 歳以下は 300 円出さないというようなことで決めればそれで済むんじゃないですか。

○加藤委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前 10 時 51 分)

○加藤委員長

再開を告げる。(再開 午前10時52分)

○土居長寿介護課長

確かそういう考えもあると思うんですが、実際に老人クラブとして活動されてるのは、あくまで自主的な活動されているというところもありますし、なかなかこれを予算的に減らしてしまいますと、実際に老人クラブ自体の活動もなかなか出来ないというところもありますので、今のところはもうあくまでこのような形で進めさせていただきたいというふうに思っております。

○酒井委員

社会が、もう労働力の不足だとか、そして実際定年制も上がってきて65歳になろうとしてる、会社の65歳定年が38%ぐらいなんですよ今。60歳がやっぱり70%近いんだけど、そういう形の中で、まだ社会的な労働力不足とかそういうことも含めてそれを協議したら、老人クラブという名目はいけなないかもしれませんよね。だから前も言ったんだけど、老人という名前を変えたらどうかと一般質問にもやってるんですよ。それから一つも前進んでないんですよ。そして、聞きますけど、117のクラブの中で、1番数の少ない団体は何人で、1番多いとはどこで何人ですか。

○加藤委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時54分)

○加藤委員長

再開を告げる。(再開 午前10時57分)

○土居長寿介護課長

老人クラブ単位になるんですが、最小の老人クラブのところは12人、最大のところは156人となっております。

○二宮委員

ちょっとシルバー人材センターの件で質問なんですけども、シルバー人材センターについてはコマーシャルとかもよくされてて、国、県とつながっているということで補助金等の話もありましたけれども、働かされてる人が、いろんな要望があるんですよ。現場までの交通費が出ないとか、そういうふうな窓口をどこに言うていったらいいのか、あそこに事務局ありますけども、そこに直接言うていいものかどうか、またその支払いの給与の基準は、県下というか、統一なのかどうか、そういう点をちょっと教えていただきたいと思いません。

○加藤委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時58分)

○加藤委員長

再開を告げる。(再開 午前11時2分)

○土居長寿介護課長

まず、細かい問合せについては、全て直接シルバー人材センターの事務局のほうに問い合わせていただくようになっております。またこちらのほうにそういうお話がありましたら、直接、人材センターのほうに連絡することも可能ですので、またそれもよろしくお願ひしたいと思います。あと賃金につきましては、あくまでその最低賃金とかいうものには、法律上は適用されないということで、それぞれのシルバー人材センターで決定されているというふうに考えられております。

○二宮委員

細かな規定等もそれぞれの各市のシルバー人材センターで決定されているということですかね。

○土居長寿介護課長

そのように考えております。

[委員長交代]

○加藤委員

軽費老人ホーム管理運営事業2135万6000円についてお伺いいたします。これはケアハウスれんげとケアハウスはまゆうの2施設で運営されていると思うんですけれども、それぞれ入居者は何人ずつ入っていて、入居料なんですけれども、幅があると思うんですけれども、その辺も教えていただいたらいかがでしょうか。

○井関副委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前11時4分)

○井関副委員長

再開を告げる。(再開 午前11時4分)

○土居長寿介護課長

入居者数につきましては、ケアハウスれんげ、ケアハウスはまゆうとも定員に30名となっておりますが、満床となっております。両方とも。あとその入居料につきましては、収入により変わって行くようになっております。

○加藤委員長

自立というか自分で生活できる方が入っておられると思うんですけれども、入居料についてなんですけれども、かなり幅があるように聞いているんですけれども、1番少ない方、1番高い方ってどれぐらいあるのか教えてください。

○井関副委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前 11 時 5 分)

○井関副委員長

再開を告げる。(再開 午前 11 時 7 分)

○土居長寿介護課長

一応収入による区分なんですけど、150 万円以下で本人負担は 1 万円、最大が 310 万以上であれば 5 万 5500 円という形になったんですけど、実際の手持ち資料ではないんですけど、入られてる方の平均的な負担額が約 1 万 3000 円から 1 万 5000 円が大体入られてる間の平均額となっております。

○加藤委員長

ちょっと私が聞いているところでは、もっと高い料金ということで聞いているんですけどもそういう低い料金なんですか。もう一度確認させてください。

○井関副委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前 11 時 8 分)

○井関副委員長

再開を告げる。(再開 午前 11 時 11 分)

○土居長寿介護課長

ただいまの質問ですがよく確認の上、文書のほうで後ほど回答させたいと思います。

よろしく申し上げます。

○加藤委員長

ほかに質疑はございませんか。

○井関副委員長

ちょっと細かい話なんですけども、三楽園の建設事業なんですけども、記念植樹っていうのが 23 万円予算化されとるんですけども、あまり三楽園とか、どこの建物をつくってもですけど、記念植樹っていう予算を組まれていることは少ないと思うんですけど、なぜここに至ってこの予算を組まれているのかちょっとお聞きしたいと思います。

○土居長寿介護課長

植栽委託につきましては、もともと二木生小学校の中にあつた記念樹を移設するというので、予算を組んでおるんですけど、この分の移設場所につきましては、現三楽園の工事しております旧二木生小学校跡地の中に、二木生の地域づくり活動センターの駐車場を設置するようにしておりますが、そちらの中に、一応植栽を行うようになっておまして、三楽園の施設の中ということではありません。一応、うちの分で全部三楽園の二木生小学校跡地の分の工事のほうをやっております

ので、この分の植栽委託料のほうを計上させていただいております。

○加藤委員長

ほかに質疑はございませんか。

[発言する者なし]

○加藤委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 42 号「令和 6 年度西予市一般会計予算」長寿介護課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○加藤委員長

挙手全員により当委員会といたしましては、原案どおり可決することに決しました。

次に議案第 46 号「令和 6 年度西予市介護保険特別会計予算」を議題といたします。

課長の説明を求めます。

○土居長寿介護課長

それでは、議案第 46 号「令和 6 年度西予市介護保険特別会計予算」につきまして、予算書に基づき主要な事業を抜粋して御説明をさせていただきます。

それでは、歳出予算から御説明いたします。

予算書の 97 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 4109 万 1000 円を計上しております。前年度当初予算と比較しまして 1424 万 5000 円の減額となっております。これは、正規職員の退職による職員数の減少による職員給与費 953 万 7000 円の減額と、育児休暇からの復職に伴う会計年度任用職員給与費(一般管理事業(介護)) 201 万 7000 円の減額、12 節委託料、介護保険システム改修費 221 万 1000 円の減額が主な要因でございます。一般管理費の財源は、介護保険システム改修費に伴う国庫補助金 129 万 2000 円と、事務費及び職員給与費等に伴う一般会計からの繰入金 3979 万 9000 円でございます。

続きまして 99 ページをお開きください。

3 項介護認定審査会費、2 目認定調査等費 4846 万 9000 円を計上しております。前年度当初予算と比較しまして 557 万 8000 円の増額となっております。これは会計年度任用職員の制度改正による職員手当の増加が主な要因でございます。

続きまして、100 ページをお開きください。

2 款保険給付費のうち、主な経費としまして、1 項介護サービス等諸費、1 目介護サービス給付費 52 億 6948 万 7000 円を計上しております。前年度当初予算と比較しますと 7119 万 4000 円の増額となっております。要介護 1 から要介護 5 の方が利用される居宅サービスや施設サービスなどの給付費でございます。これは、令和 5 年度の実績見込み及び令和 6 年度施行の介護報酬改定の影響による増額となっております。

続きまして 101 ページをお開きください。

2 項介護予防サービス等諸費、1 目介護予防サービス給付費 1 億 6185 万 6000 円を計上しております。これは要支援の方が利用されるサービス給付費でございますが、前年度当初予算と比較しますと 174 万 7000 円の減額となっております。これは、令和 5 年度の実績見込みにより減額となっております。

続きまして、102 ページをお開きください。

4 項高額介護サービス等費、1 目高額介護サービス費 1 億 3618 万 5000 円を計上しております。前年度当初予算と比較しますと 60 万 4000 円の減額となっております。この事業は、ひと月に利用したサービスの自己負担額について、所得区分による限度額を超えた場合に、限度額を超えた自己負担額が払い戻される負担軽減のための給付となります。これは、令和 5 年度の実績見込みにより減額となっております。

次に、103 ページをお開きください。

6 項特定入所者介護サービス等費、1 目特定入所者介護サービス費 1 億 7388 万 5000 円を計上しております。前年度当初予算と比較しますと、586 万円の減額となっております。この事業は、入所施設及びショートステイ利用者が支払う食費や部屋代にかかる自己負担額の負担軽減を図るため、所得に応じた自己負担限度額を設け、限度額を超えた分を給付するものでございます。これも令和 5 年度の実績見込みにより減額となっております。2 款の保険給付費の財源につきましては、国や都道府県、市町村が負担する公費が 50%、1 号被保険者である 65 歳以上の方の介護保険料が 23%、2 号被保険者である 40 歳から 64 歳までの方の介護保険料が 27%となっております。

続きまして、105 ページをお開きください。

3 款地域支援事業費、1 項包括的支援事業・任

意事業費、2 目介護予防ケアマネジメント事業費 1463 万 6000 円。3 目総合相談事業費 1329 万 8000 円、106 ページの 4 目権利擁護事業費 1340 万 2000 円、5 目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費 2271 万 4000 円、6 目在宅医療・介護連携推進事業費 1460 万 9000 円、7 目認知症総合支援事業費 1797 万 3000 円を計上しております。この六つの事業費は、主に地域包括支援センターに係る事業費でございます。センターの運営につきましては、西予市社会福祉協議会に対し委託しております。センターには保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーが配置されており、専門性を生かしながら相互に連携して、地域に必要な支援活動を行っております。

続きまして 107 ページをお開きください。

8 目生活支援体制整備事業費 791 万 4000 円を計上しております。この事業は、ボランティアセンターや地域のサロン活動等を担う西予市社会福祉協議会に事業委託しております。生活支援コーディネーターが中心となり、地域の高齢者のニーズや地域資源の状況把握に努め、地域の実情に応じた生活支援の担い手の養成や住民主体による活動支援など、生活支援体制の基盤整備に取り組んでおります。ただいま説明申し上げました 2 目から 8 目が増額となっておりますのは、委託先である西予市社会福祉協議会の人事院勧告の給与上昇による職員の人件費の増加が主な原因となっております。

続きまして 108 ページをお開きください。

2 項介護予防・生活支援サービス事業費、1 目介護予防・生活支援サービス事業費（第 1 号）1 億 1094 万 8000 円を計上しております。前年度当初予算と比較しますと 2645 万 2000 円の減額となっております。この事業は、訪問介護や通所介護のサービスに係る事業費及び人員体制やサービス内容について、安価な利用を可能とした、基準緩和サービスの提供に係る事業費でございます。これは令和 5 年度の実績見込みにより減額となっております。2 目介護予防ケアマネジメント事業費の介護予防ケアマネジメント事業（総合事業分）1680 万円を計上しております。前年度当初予算と比較しますと 360 万円の減額となっております。この事業は、訪問介護や通所介護サービスに係る介護予防ケアマネジメント、ケアプラン作成に係る事業費でございます。これも令和 5 年度の実績

見込みにより減額でございます。

続きまして、109 ページをお開きください。

3 項一般介護予防事業費、1 目一般介護予防事業 345 万 6000 円を計上しております。この事業は、高齢者を対象とした運動教室や健康教室、介護予防サポーター養成講座などの介護予防事業でございます。3 款の地域支援事業の財源につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業と包括的支援事業・任意事業の二つに大別され、介護予防・日常生活支援総合事業は、2 款の保険給付費の財源とほぼ同様でございますが、包括的支援事業・任意事業は、2 号被保険者の介護保険料は財源として用いられず、その分、国、都道府県、市町村の負担が多くなっております。地域支援事業では、支える側と支えられる側の高齢者がともに参加し、その輪を広げていくことで、住民主体の通いの場が身近な地域の中に増えていくようにと目指しております。

現在運用しております第 8 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画も今年度で終了いたします。今後は、令和 6 年度から令和 8 年度の 3 カ年を計画期間として、現在策定中の第 9 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、各職種の連携により、様々な生活支援サービスや保険給付等の事業を展開してまいります。

以上、主要な事業に係る歳出予算についての御説明とさせていただきます。

なお、歳入予算につきましては、事前に提出しております歳入資料をもって御説明にかえさせていただきます。

以上で、議案第 46 号「令和 6 年度西予市介護保険特別会計予算」についての御説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○加藤委員長

土居課長の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。

質疑はございませんか。

○山本委員

102 ページの高額介護の内容を教えてもらえませんか。

○加藤委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 11 時 24 分）

○加藤委員長

再開を告げる。（再開 午前 11 時 27 分）

○土居長寿介護課長

ただいまの質問についてなんですが、介護保険係の山下係長から回答させていただきます。

○山下長寿介護課係長

高額介護サービス費につきましては、同じ月に利用した介護サービス利用者負担額 1 割から 3 割負担でございますが、こちらの合計額が高額になった場合、基本的には、年収に応じた区分がございますので、その区分に応じた限度額を超えた場合に、超えた部分につきまして、高額介護サービスとして、市から給付をさせていただいております。給付を受けるためには、事前に市への申請が必要でございますが、対象者の方には、市から通知も送らせていただいております。

○山本委員

確認ですけど金銭的な援助というふうにとらえていいんでしょうかね。

○土居長寿介護課長

金銭的な援助という形になります。

○加藤委員長

ほかに質疑はございませんか。

○酒井委員

第 9 期介護保険計画の進捗状況を説明出来ますか。

○土居長寿介護課長

第 9 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画につきましては、11 月から 4 回の策定委員会を実施いたしました。その後まとまりましたので、今度、来週の 3 月 12 日に市長に意見書を添えて提出するような形にしております。3 月末までには策定という形になります。

○酒井委員

答申するまでに聞くのは何だと思えますけれども、料金のほうが、多分今回は上がらないんじゃないかという期待をしてるんですけども、その点はいかがでしょう。

○土居長寿介護課長

介護保険料につきましては第 8 期計画と同じく 6,400 円となっております。

○加藤委員長

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○加藤委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第 46 号「令和 6 年度西予市介護保険特別会計予算」について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○加藤委員長

挙手全員により当委員会といたしましては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前 11 時 31 分)

○加藤委員長

再開を告げる。(再開 午後 0 時 57 分)

先ほどの二宮委員からの質問に対して、佐々木課長から報告を申し上げます。

○佐々木福祉課長

先ほど二宮委員から御質問のありました、議案第 8 号「西予市人工透析患者通院交通費支給条例の一部を改正する条例制定について」、こちらの第 4 条の町内、町外の表記について、旧町の表記のほうが分かりやすいのではないかという御質問について御報告をさせていただきます。総務課に確認しましたところ、旧町とか、町と言ったような表記について、特に決まりはないということでした。担当課としましては、居住する町内の医療機関というようなことで、居住するところの前段もありますし、町内の医療機関というところで、町内町外といったことで記載するほうが理解が進みやすいのではないかということ判断をしたものでございます。

以上、御報告とさせていただきます。

○加藤委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後 0 時 58 分)

【子育て支援課】

○加藤委員長

再開を告げる。(再開 午後 1 時 0 分)

次に議案第 9 号「西予市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部改正について」、議案第 10 号「西予市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について」、議案第 11 号「西予市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について」、3 議案について関連がありますので一括議題といたします。

宇都宮課長の説明を求めます。

○宇都宮子育て支援課長

議案第 9 号「西予市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部改正について」、議案第 10 号「西予市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について」、議案第 11 号「西予市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について」、関連がございますので、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業、家庭的保育事業等、放課後児童健全育成事業の運営等に関する基準を定める条例につきましては、厚生労働省令及び内閣府令に基づき、各事業者が遵守しなければならない運営等に関する基準等を定めたものであります。これまで、市が定める各基準条例は、参酌もとの厚生労働省令や、内閣府の規定ぶりをそのまま引き写すような形で構成しており、この条例の規定方法では市の独自基準の有無が不明瞭であるとともに、基準省令等が突発的に改正された場合など、速やかに条例に反映することが難しく、条例の施行が遅れることで一定期間国と市の基準が乖離してしまうといったような弊害がありました。

今回の改正は、国と市の基準の施行日の乖離をなくし速やかなサービス提供につなげるため、規定の簡素化を図り事業者に平易な表現に移行するものでございます。

以上 3 議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○加藤委員長

宇都宮課長の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。

質疑はございませんか。

○酒井委員

3 議案とも全部改正になっておりますので、これは新しくできるというような考え方でいいですか。条例として、全部改正っていう表現だったら新しく条例をつくるという解釈でよろしいですか。改正となりますので、なかなかそういうところがちょっと言葉のあやがあるんですか。

○宇都宮子育て支援課長

委員がおっしゃるとおり全部新しくつくるということでいいと思います。

○加藤委員長

ほかに質疑はございませんか。

○酒井委員

この3議案とも厚労省かどっかの国の法律が変わって、それによって、先ほど説明されたように自治体が動きやすいためにこういうものをつくるという解釈で、そのために、自治体が動きやすいためっていうのは、どのあたりがどういうふうに動きやすくなるのか分かっておりましたら。

○宇都宮子育て支援課長

今回御提案させていただきましては、令和5年4月にこども家庭庁が発足しまして、そのときにも国の法令に合った条例改正をさせていただいたんですけど、あまりにも国の動きが速くて、条ずれ、項ずれとかいうものがありまして、もうそれを待っていたんでは追いつかないというようなことで、今回、この機会に上程させていただくようにしたものでございます。

○酒井委員

これはそういうことでしたら、各自治体近隣の自治体も大体足並みそろえて、大体変えてるような傾向が見えるんですか。

○宇都宮子育て支援課長

愛媛県につきましては令和3年、近隣でいきますと宇和島市については令和5年に改正されているということを把握しております。

○加藤委員長

ほかに質疑はございませんか。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後1時5分)

○加藤委員長

再開を告げる。(再開 午後1時9分)

ほかに質疑はございませんか。

[発言する者なし]

○加藤委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

採決は1件ずつ行います。

お諮りいたします。

議案第9号「西予市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部改正について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○加藤委員長

挙手全員により当委員会といたしましては、原案どおり可決することを決しました。

次に、議案第10号「西予市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○加藤委員長

挙手全員により当委員会といたしましては、原案どおり可決することに決しました。

次に議案第11号「西予市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○加藤委員長

挙手全員により当委員会といたしましては、原案どおり可決することに決しました。

次に議案第28号「西予市母子父子家庭等福祉手当支給条例を廃止する条例制定について」を議題といたします。

宇都宮課長の説明を求めます。

○宇都宮子育て支援課長

議案第28号「西予市母子父子家庭等福祉手当支給条例を廃止する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

この母子父子家庭福祉手当支給事業は、主に母子父子家庭の18歳以上の生徒が高校の就学等に要する費用について、児童1人当たり月額1万円の母子父子家庭等福祉手当を支給することにより、母子父子家庭等の経済的安定と児童及び生徒の福祉の向上を図ることを目的とした事業でございますが、近年は利用実績がない状況であります。安心して子育てをしながら生活できる環境を整備するため、国のひとり親家庭における支援制度として、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援費補助事業があり、ひとり親家庭の親及び児童の学び直しを支援することで、よりよい条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくための事業が利用出来ます。

このように、近年、国のひとり親家庭における支援制度が拡充しており、就学及び養育に要する費用につきましても、ひとり親家庭支援制度によって充足していることから本年度をもって本条例を廃止するものでございます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますよう、

よろしくお願ひ申し上げます。

○加藤委員長

宇都宮課長の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。

質疑はございませんか。

○山本委員

国の施策に基づいてということなので、これは近隣市町とも同じような流れなんではないかな。

○宇都宮子育て支援課長

国の制度でありますので全国一律というふうに考えておりますが、事業に県が制定しているところが対象となるということで、愛媛県は制定されてますので愛媛県内は大丈夫でございます。

○酒井委員

ひとり親家庭という言葉があるんですけども、これはおじいさんおばあさんが扶養してるところもひとり親家庭という呼び方と解釈でよろしいんですね。

○加藤委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後 1 時 13 分)

○加藤委員長

再開を告げる。(再開 午後 1 時 16 分)

○宇都宮子育て支援課長

この制度につきましては、母及び父がいない世帯ということになります。

○加藤委員長

ほかに質疑はございませんか。

[発言する者なし]

○加藤委員長

以上で質疑を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 28 号「西予市母子父子家庭と福祉手当支給条例を廃止する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○加藤委員長

挙手全員により当委員会といたしましては、原案どおり可決することに決しました。

次に議案第 29 号「西予市児童公園の指定管理者の指定について」議題といたします。

宇都宮課長の説明を求めます。

○宇都宮子育て支援課長

議案第 29 号「西予市児童公園の指定管理者の指定について」提案理由の御説明を申し上げます。

当施設は、児童の健全な発達を図り、もって住民の福祉の増進に資するために整備された施設であります。このたび、当施設の指定管理者候補として、公募により株式会社どんぶり館を選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。選定に当たりましては、西予市指定管理者等選定評価委員会による審査を行い、株式会社どんぶり館は児童公園の横で 20 年余り営業を行っており、イチゴ祭りやぶどう祭りといった既存のイベントとあわせ、キッチンカーでの移動販売や、マルシェ、市内地域団体との連携によるフェスなど、多彩なイベントを開催する計画であり、これまでの営業活動で培ったノウハウを最大限に活用することで、児童公園の魅力を生かすことができ、施設の利用促進と管理運営、地域との連携や交流人口の拡大など総合的に勘案し当施設の管理を行わせることが適当と判断したものであります。

なお、株式会社どんぶり館の概要及び施設の運営計画概要につきましては参考資料を御参照ください。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○加藤委員長

宇都宮課長の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。

質疑はございませんか。

○酒井委員

いろんな事業とか催し物を計画されてるとおっしゃいましたが、現在計画してる分について分かる範囲で教えていただきたいなと思います。

○宇都宮子育て支援課長

現在、どんぶり館のほうで企画していただいているものにつきましては、先ほど言いましたぶどう祭り、イチゴ祭りといったことや、キッチンカーを呼んでのイベントということで、今後この議案が議決いただきましたら、詳細をもっと詰めていこうというふうに考えております。

○酒井委員

私としては、みかん祭りも入れてほしいなと思います。

○宇都宮子育て支援課長

ぜひみかん祭りも入れるようにどんぶり館と交渉したいと思ってます。

○二宮委員

以前、この公園が出来たときにキッチンカーの使用料とかいうのがあったと思うんですけど、あれはそのまま継続されるんでしょうか。

○宇都宮子育て支援課長

使用料につきましては基本的には条例どおりですけれど、イベント時には独自の設定ができるということになっておりますので、どんぶり館で企画していただいて、料金を徴収していただくような感じになると思います。

○中村委員

指定管理に移行した後の運営とか経営についてなんですけど、優良なイベントを開催したりして会計上の収支が発生した場合は、それはどのような処理になるのでしょうか。

○宇都宮子育て支援課長

現段階では、どんぶり館の収入というふうになることとなります。

〔委員長交代〕

○加藤委員

人件費のどこなんですけれども、時給 950 円掛ける 3 時間掛ける 365 日という人件費になってるんですけども、今お掃除をする方が不足しているような状態で、こういう形で実際採用はできるんでしょうか。

○井関副委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後 1 時 24 分)

○井関副委員長

再開を告げる。(再開 午後 1 時 25 分)

○宇都宮子育て支援課長

株式会社どんぶり館からの提案でございますので、問題ないというふうに考えております。

○井関副委員長

委託管理料なんですけども 200 万ということで上がっておるわけなんですけど、この積算根拠が分かりましたらお願いいたします。

○宇都宮子育て支援課長

児童公園ちぬやパークの全体の歳出につきましては、市のほうで積算しているのは 298 万 6000 円を予定しております。そのうち、人件費等につきましては 170 万円程度。あと、消耗品、光熱費、下水の維持管理費用、遊具の点検等で 298 万 6000 円を見込んでおります。

収入といたしましては、利用料収入、先ほどキッチンカーとかって言われた分につきまして 22 万 5000 円。イベント収入、イベントをしてい

ただいて自主収入を上げていただく分について 76 万 1000 円。

それと、市の指定管理委託料 200 万円ということで、298 万 6000 円という見積りを出しているところでございます。

○井関副委員長

どんぶり館から出してもらっている数字と若干変わって、イベント収入なんか 76 万 1000 円の差しかないんですけども、収入内訳を見ますと、収支で 51 万 8000 円の黒字になるという形が出ていますので、これを見る限りは、委託料をその分下げることができるんじゃないかなという気がするんですが、その辺市としてはどういうふうに考えておられますか。

○宇都宮子育て支援課長

これ指定管理者の公募で行っておりまして限度額が 200 万円ということで、うちは提示させていただいておりますので、向こうの計画上でこの計画が出てきておりますので、収入等につきましてはこちらから提供しておりませんので、200 万円に対してどういう経営をされるかということで提案をいただいておりますので、これで設定していただいたという結果になっております。

○加藤委員長

ほかに質疑はございませんか。

○中村委員

すごい小さなこととお聞きします。駐車場のことです。4 月 1 日からどんぶり館が指定管理者になると、今までもちぬやパークを使用される方がどんぶり館に車をとめて、肝心のどんぶり館のお客様が車とめられない事態が週末に発生したみたいなことを聞いておりますが、4 月 1 日以降はそこについてはあんまりしんしゃくなしに止めても構わんということになるんでしょうか。

○宇都宮子育て支援課長

駐車場につきましてもどんぶり館のほうに指定管理しますので、現状でも、どんぶり館にとめて公園に行く方もおられるし、公園にとめてどんぶり館の買い物をするというようなことで、相互作用良いふうになっているので、特に問題ないとどんぶり館とはお話ししております。

○加藤委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 29 号「西予市児童公園の指定管理者の指定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○加藤委員長

挙手全員により当委員会といたしましては、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第 42 号「令和 6 年度西予市一般会計予算」のうち子育て支援課所管分を議題といたします。

宇都宮課長の説明を求めます。

○宇都宮子育て支援課長

議案第 42 号「令和 6 年度西予市一般会計当初予算」のうち、子育て支援課所管分について予算書に基づき御説明申し上げます。

歳入につきましての詳細につきましては、事前に提出させていただいております一覧表で御確認いただきますようお願いいたします。

それでは、歳出について御説明申し上げます。

予算書は 86 ページから 93 ページ及び 171 ページから 173 ページとなります。

まず、子育て支援課の所管事業といたしましては、正職員の人件費を除き、3 款民生費、2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費 15 事業、2 目児童措置費 3 事業、3 目母子福祉費 2 事業、4 目保育所費 7 事業、5 目児童館費 4 事業、10 款教育費、4 項幼稚園費、1 目幼稚園費 4 事業、以上の合計 35 事業となります。35 事業のうち 7 事業が会計年度任用職員給与費となります。令和 6 年度子育て支援課所管の事業費予算総額は、職員給与費を除き 3 款民生費、2 項児童福祉費 20 億 8315 万 4000 円と、10 款教育費、4 項幼稚園費 1719 万 8000 円の合計で 21 億 35 万 2000 円となっております。令和 5 年度当初予算と比較しますと、児童公園整備事業などの減額もございますが、保育士の処遇改善に伴う教育保育給付費支給事業の増額や、子ども医療費助成事業及び子育て応援事業を令和 5 年度実績見込みに見合う増額を行ったことにより、全体では 1693 万 7000 円の増額予算となっております。

それでは、予算書 86 ページをお開きください。

3 款民生費、2 項児童福祉費、1 目児童福祉費総務費の令和 6 年度予算額は 5 億 4393 万 3000 円でございます。前年度と比較しますと 8495 万 9000 円の減額となっております。減額の主な要

因といたしましては、令和 4 年度からの継続事業として令和 5 年度に整備完了した児童公園整備事業の終了により減額したものでございます。子育て支援課所管分の児童福祉総務費の事業は、事業概要にありますように、児童福祉総務費、庶務事業ほか 14 事業で構成されており、児童福祉、子育て支援分野に関する事業について予算を計上しています。

主な事業について御説明をさせていただきます。

予算書 86 ページの下段を御覧ください。

事業概要 2 行目、児童扶養手当支給事業 1 億 1193 万 8000 円でございます。この事業は、ひとり親等の児童の生活安定と自立促進に寄与するため、児童の福祉の増進を図ることを目的として児童扶養手当を支給するものでございます。対象の児童は 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者、または 20 歳未満で政令で定める程度の障がいのある者でございます。財源といたしましては、国 3 分の 1 補助 3723 万 4000 円を充当しております。

続きまして、事業概要 3 行目、子ども医療費助成事業 1 億 2851 万 1000 円でございます。全ての児童が安心して医療機関を受診できる環境整備及び保護者の子育てにかかる経済的負担軽減を図るため、医療費の保険診療に係る自己負担分を全額助成するものでございます。令和 5 年度から対象児童を 18 歳まで拡充しております。財源につきましては、負担金として未熟児養育医療費国庫負担金 66 万円、県負担金 33 万円、補助金といたしまして 3 歳に達した月までの通院医療費及び入院費、それ以降から就学前 3 月末までの入院費及び外来 1 カ月当たり 2,000 円を控除した額の 2 分の 1 の乳幼児医療助成事業県補助金 2018 万 3000 円でございます。児童医療費につきましては、過疎対策事業債 2780 万円を充当し、そのほかは市の単独事業となります。

続きまして、事業概要 4 行目、認可保育所等管理支援事業 5318 万 8000 円でございます。この事業は、保護者が安心して保育所等に子どもを預けることができ、保育所等で安全で安心な保育の提供を行うための事業として、嘱託医報酬や、保育所の遊具点検、障害児保育事業補助金のほか、民間施設への補助金、保育人材確保対策とし保育士の負担を軽減するために、民間施設が雇用した人件費の補助や、県内外に住む保育士の西予市への

移住を促すため、移住、引っ越しに要した費用の補助などを計上させていただいております。また、えひめ人口減少対策総合交付金を活用した、西予市保育所等におけるおむつ等無償化提供事業に係る経費についても、計上させていただいております。財源の主なものにつきましては、国庫補助金 540 万円、県交付金補助金 944 万円を充当させていただいております。

続きまして、5 行目、保育支援事業 4237 万 2000 円でございます。この保育支援事業は、地域の実情に応じて事業計画に従って実施するもので、国及び県、子ども・子育て支援交付金交付要綱に基づき、延長保育、一時預かり、病児保育事業の実施に伴う経費に対し委託料や補助金を交付するものでございます。主に委託料としてスマイル保育園病児保育事業に 1911 万 1000 円、補助金として延長保育事業、一時預かり事業、病児保育事業を実施する民間事業者に対し 2301 万 8000 円を計上しているものでございます。財源につきましては、委託料及び補助金に対し国、県が 3 分の 1、おのおの 1411 万円となっております。

続きまして、6 行目、放課後児童健全育成事業 6116 万 3000 円でございます。就労等により、保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、授業終了後に児童館等を利用して、安心安全な環境の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的とする事業でございます。放課後児童クラブの運営については、国及び県、子ども・子育て支援交付金交付要綱に基づき、市内 9 カ所の放課後児童クラブを運営する社会福祉法人等と、国、基準額に基づく業務委託料を計上いたしております。財源につきましては、委託料に対し国、県が 3 分の 1 の補助としておのおの 2014 万円となっております。

次に、7 行目、子育て支援センター事業 2161 万 1000 円でございます。この事業は、子育て中の親子の交流の場の提供と交流の促進、子育てに関する相談と支援の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て支援に関する講習等の実施により、地域全体で子育てを支援する基盤づくりと推進を目的としております。市内 2 カ所の民間子育て支援センター事業の委託料 2099 万 2000 円と、妊婦から子育て世帯とその家族への情報提供を目的とした、「せいよ子育て応援LINE」の配信にかかる経費 61 万 9000 円を計上しております。財源といたしまして、委託料に対して、国、県が

3 分の 1 の補助としておのおの 720 万 3000 円となっております。

続きまして、予算書 87 ページを御覧ください。事業概要 4 行目、結婚新生活支援事業 1350 万 2000 円でございます。少子化の要因である未婚化・晩婚化に対する取組として、経済的理由で結婚に踏み切れない世帯を対象として新生活にかかる住宅費、引っ越し費用等の費用について支援を行うものでございます。主な対象として、それぞれ所得制限はございますが新規に婚姻した世帯で夫婦ともに 39 歳以下の世帯を対象として、予算の範囲内で最大 30 万円、夫婦ともに 29 歳以下の世帯を対象として予算の範囲内で最大 80 万円を支給するものでございます。財源といたしまして、国の補助金 3 分の 2 の 685 万 1000 円、県補助金 2 分の 1 の 280 万円として合計 965 万 1000 円を充当させていただいております。

続きまして、事業概要 5 行目、児童公園管理事業 297 万 9000 円でございます。この事業は、遊具、トイレ等がある市内 15 カ所の児童公園の維持管理費用 97 万 9000 円のほか、西予市児童公園ちぬやパークの指定管理委託料 200 万円を計上いたしております。財源といたしまして、ネーミングライツ契約による株式会社味のちぬや様からのネーミングライツ料をはじめ、コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社との子育て応援自動販売機の寄附協定による寄附金、市内に営業所を持つ企業との契約に基づくアイスクリーム自動販売機売上げによる寄附金によって当事業費の約 7 割に相当する 212 万 3000 円を充当いたしております。

事業概要 6 行目、子育て応援事業 2474 万 1000 円でございます。この事業は、少子化対策の一環として子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、安心して子どもを産み育てる環境の整備を図るため、中学校進学準備応援金事業 375 万円、そのほかえひめ人口減少対策総合交付金を活用した若年出産世帯応援事業 800 万円、若年出産世帯奨学金返還支援事業 400 万円、多子世帯リフォーム等支援事業 600 万円を計上いたしております。えひめ人口減少対策総合交付金事業につきましては、県交付金 2 分の 1 を充当しております。また、令和 5 年度まで林業課で予算措置しておりました、出生時に記念品としてお贈りする木のおもちゃの予算につきましては、令和 6 年度から木のおもちゃの制作発注の担当課である当課で予算

措置をさせていただいております。

続きまして、89 ページを御覧ください。

2 目児童措置費でございます。令和6年度予算額は13億977万5000円で、前年度と比較しますと7278万8000円増額となっております。増額の主な要因といたしましては、教育保育給付費支援事業におきまして、令和5年人事院勧告を踏まえた保育士の処遇改善を行うため、国が定める公定価格が増額された影響によるものでございます。児童措置費の事業といたしましては、事業概要にありますように児童手当支給事業、教育保育給付費支給事業、幼児教育保育無償化事業の3事業となっております。

主な事業について御説明いたします。事業概要2行目、教育・保育給付費支給事業9億5353万円でございます。この事業は、民間保育所、私立幼稚園、認定こども園及び地域型保育所に通う児童に係る教育保育に要する費用額を給付費として施設に支給するものでございます。財源といたしまして、国2分の1の負担金4億6959万5000円。県4分の1の負担金2億31万8000円。県補助金1092万4000円。利用者負担金1193万4000円でございます。

続きまして事業概要3行目、幼児教育・保育無償化事業604万5000円につきましては、認可外保育施設等及び預かり保育等の利用に要する費用、第三子以降の副食費の減免に要する費用を計上しております。財源といたしましては、認可外保育施設及び預かり保育の利用給付に要する経費253万3000円に対し、国庫補助金2分の1の126万6000円、県補助金4分の1の63万3000円でございます。

続きまして、90 ページを御覧ください。

3 目母子福祉費でございます。令和6年度予算額は2297万6000円でございます。

事業概要2行目、ひとり親家庭医療費助成事業2138万6000円でございます。この事業は、ひとり親家庭等の保健の向上と福祉の増進に寄与するとともに、経済的負担の軽減を図るため、所得税非課税世帯のひとり親家庭の親または児童が医療機関等において保険給付を受けた場合、その自己負担額相当額を助成するものでございます。財源といたしましては、県補助金2分の1の1066万5000円でございます。

4 目保育所費の予算額は職員給与費を除き2億

5199万9000円でございます。前年度と比較しますと3012万1000円の増額となっております。主な理由といたしましては、保育士不足による保育士確保のための会計年度任用職員給与費の増額でございます。保育所費の事業といたしましては事業概要にありますように、市内の公立保育所3園の管理運営費及びスマイル保育園の運営経費として、実施主体である西予市民病院に必要な経費を繰り出す費用と会計年度任用職員給与費になります。

続きまして、92 ページを御覧ください。

5 目児童館費の予算額でございますが2884万3000円でございます。

事業概要にあります、宇和児童館管理運営事業、野村児童館管理運営事業の2事業と、会計年度任用職員給与費2事業となっております。

児童館は、ゼロ歳から18歳までの児童とその保護者がいつでも自由に利用できる施設として、様々なイベント等を実施して、子どもの健全な育成を図っております。また、保護者同士の交流の場や親子の集いの場を提供し、保護者や地域の子育て力が高まるよう、子育てに関する相談活動を行うなど、地域に開かれた子育て支援施設、子育て支援施策施設としての機能も果たしております。

続きまして、171 ページの下段を御覧ください。10款教育費、4項幼稚園費の予算額は、職員給与費を除き1719万8000円でございます。

事業概要といたしましては、幼稚園の管理運営に要する3事業と、会計年度任用職員給与費1事業でございます。最後になりますが、子育て支援課所管分の会計年度任用職員給与費7事業につきましては、3款民生費、2項児童福祉費に6事業分、総額2億2616万6000円。10款教育費、4項幼稚園費に1275万2000円、合計2億3819万8000円を計上させていただいております。

また、令和6年度の組織再編に伴い、子育て支援課内に、母子保健分野と虐待、子育て支援分野を一本化し包括的に支援するこども家庭センターを設置いたします。このこども家庭センターに係る、母子保健分野の予算につきましては、健康づくり推進課の予算でございますので、健康づくり推進課のほうで説明する予定でございます。

以上、議案第42号「令和6年度西予市一般会計予算」子育て支援課所管分についての御説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○加藤委員長

宇都宮課長の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。

質疑はございませんか。

○酒井委員

西予市は子育て元年という形を銘打ってるんですが、こうして説明していただくと、どれも当たり前のような気がするんですよ。どれがやっぱりメインになるんですか。元年というように打ち上げた形で網羅的に増やしてるだけですか。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

子育て支援策でございますけれども、人口減少対策元年ということで、子育て支援分野だけではなくて民間も含めて、経済的なものにつなげていく、人を寄せるということで、移住定住、そして定住していただいて出産育児をする、また移住定住した先で経済、就職とか、そういうようなものの三つを一体として、取り組んでいるものでございます。その中で、特に今日の御挨拶でもさせていただいたんですけれども、まずは結婚、婚期を迎えられてる方に支援をする経済的な支援の部分、そして、若い世代の子育て期に対する支援、経済的な支援というところ、またこの後健康づくりのほうにも出てきますけれども、不妊治療とか、あるいは妊娠した後の通院費の補助というところについてが特にメインではあるんですけども、どうしても財源的に県の交付金を利用しますもので、メニューがおのずと絞られてきますので、大体県全体的な自治体としてですね、同じようなメニューに偏ってしまっておるのが現状でございます。

○酒井委員

市長は今150人ぐらいの出生、これ子育てにはいるんですかね。子育て150人ぐらい出生数なんですけど、200人を目指したいということがよく使われるんですが、そういうような具体策っていうのはこん中入ってるんですか。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

委員御指摘のように、市長のほうで200人ということを目指しているということにして、実際に今回設定をした事業の出生数については、市のほうで統一的に、ほかの分野もそうなんですけども、150人という人数設定で出生数を設定して事業予算を計上しております。当然200人という

のを目標として、それぞれの事業の目標として詰めておるんですけども、予算計上上、今回全体的な予算の算出の仕組みが実績見込みで、まずは可能性のあるところについての根拠を持った予算計上をするということで統一しておりますので、一応150人としております。ただ、当然事業効果が上がって必要なものについては、また補正なりの対応で、やっていきたいと思っておりますので、一応200人という目標値は、この中に含んでおるという考えではあります。

○酒井委員

今年度143人、その前が175人、その前が166人、その前が193人ということで、もうだんだんへ右肩下がりになってるんですけども、これをうたい文句だけで200人ということではいけないんで、具体的に予算をつけて、こういうふうにするとかいう案っていうのがあるのかなと思いつつながらお聞きをいたしました、いかがでしょう。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

御指摘のように右肩下がりになっておりまして、令和5年度では大体120数名ほどの出生数ということを見込んでおります。150人というところまでにはまだちょっと開きがあるんですけども、いろいろと若者との異業種の交流であったりやら、出会いの場の創設とか、そういったものも、他分野で一体となって人口減少対策を進めておりますので、正直どこがニーズに合ってヒットするかというところがあるんですけども、上を向いた形で事業展開はしていきたいと考えております。

○酒井委員

これが子育て支援課に入るのかちょっと私も分からないんですけども、やはり結婚したり、そういうことに対しての出会いをつくるための予算というものを、もっとたくさん使わないと、出会いのチャンスっていうのがないんじゃないかと思うんです。それが結果的に少子化対策なり子育てに行くんだろうと思いますんで、この中でどこの予算でこういうものをつけたらいいのかがちょっと分からないんですけども、出会いの予算っていうのは、いろんな今民間が結構やってるんですよ。愛媛県もやってるし、愛媛県は全国的に成績がいいわけです。愛媛県がやってるやつは。そういうものも含めて、西予市独自のそういう出会いの予算というものをぼんとつけるぐらいのものをして、そしてやれるような考え方をしないと、ただ

200 人を規模的夢みたいになるんで、だから出会いのために出会いをどうつくっていくか予算を市の中に、どっかでほんと幾らかでもつけとらんかなというような気がしたんですけども、今予算の中には私ちょっと見当たらないんで、どうですか部長。どっかにあります。

○加藤委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後2時0分)

○加藤委員長

再開を告げる。(再開 午後2時2分)

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

ただいま御質問をいただきました出会いの創出のところににつきましては、まちづくり推進課のほうで所管をいたしております。先ほどちょっと答弁に触れさせていただきました、異業種間の交流というのも、事業の一つになっているところでございます。

以上答弁とさせていただきます。

○二宮委員

87 ページの児童福祉総務費の結婚新生活支援事業なんですけれども、実績分かりますかね。5年度の。

○加藤委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後2時4分)

○加藤委員長

再開を告げる。(再開 午後2時4分)

○宇都宮子育て支援課長

結婚新生活支援事業につきましては、令和5年度の実績見込みが18世帯を見込んでおります。

○二宮委員

39歳以下と29歳以下だと思うんですけどその内訳分かりますか。

○宇都宮子育て支援課長

その実績につきましては5年度実績で、39歳以下が4世帯、29歳以下が14世帯でございます。14世帯のうち、29歳以下の所得が500万円未満の人が12世帯、660万円未満が2世帯でございます。

○二宮委員

もう1点、子ども医療費助成制度なんですけれども、18歳まで無償化にさせていただいているのはいいんですけども、医療費用ですね、ジェネリックの利用の状況が分かるのかどうか、また啓蒙されてるのかどうかというところをちょっとお聞きしたいと。

○宇都宮子育て支援課長

ジェネリックの使用率についてはちょっとこちらのほうで把握することは出来ません。啓発につきましては更新等の時にチラシ等でお願ひし、そういう機会に、適正な医療受診についてお願ひをしておる現状でございます。

○井関副委員長

同じく子ども医療費助成制度なんですけれども、高校の先生なんかと話しよると、子どもはちょっとけがしたら、どうせ医療費無料なんじゃけん病院行って来いて言うことが結構増えたっていう話を聞いたんですけども、その辺の実態みたいなのは、把握されているのか、あるいは指導をされているのかその辺はどんな。

○宇都宮子育て支援課長

先ほども言いましたように、適正な受診に心がけていただくようお願いはしているところですが、先ほど言われたように学校の怪我なんかでも、保険証を使えば面倒くさくなく、子ども医療で支払いが終わるんですけども、それも一般財源使っておりますので、学校で起きた事故とか、ほかの保険が使えるものについては、そちらを優先していただくようお願いをしているところでございます。

○井関副委員長

もう一つなんですけど、子育て応援券交付事業っていうのが令和5年からは新規交付はしてないということで書かれておるわけなんですけども、これ結構子育て世代の人からは喜ばれていた事業じゃないかなと思うんですけど、これが打ち切られた理由というのと、これに代わるものとして何か新たに出来たからやめられたのか、その辺お分かりでしたらお願いします。

○宇都宮子育て支援課長

この子育て応援券交付事業につきましては、国が妊娠届出に5万円、出産に10万円ということで、今健康づくり推進課の事業として実施している10万円が出来ましたので、この子育て応援券交付事業に使っていたお金を、小学校6年生が中学校に上がる時に準備金ということで、中学校進学準備応援給付金事業ということで、児童1人当たり1万5000円のほうを新設しまして今年度から使っているところでございます。

○二宮委員

今年度の予算ではないんですけど、今国が一時

預かりというか、いつでも預かるみたいな、在宅のね、いうのを進めて、実施予定が令和8年度ぐらいと思ったんやけど、そこに向けての何か市としての対策、保育士もちょっとそんなんやったら足りないじゃないかなと、素人考えでは思うんですけれども、いかがでしょうか。

○加藤委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後2時9分)

○加藤委員長

再開を告げる。(再開 午後2時10分)

○宇都宮子育て支援課長

その事業につきましてはこども誰でも通園制度ということで、在宅のお子さん、保育園にちょっと使いたいというときにできる事業でございますけれども、市としましても、保育士不足等ですね、預かる部屋の確保ということで、今の調整といたしますか、市内全域の保育園で意見交換等をして、実際に迎えるに当たって問題等を今調査研究しているところでございます。

[委員長交代]

○加藤委員

86 ページなんですけれども、放課後児童健全育成事業 6116 万 3000 円なんですけれども、9 か所の施設で運営されていると思うんですけれども、定員が決まっていると思うんですけれども、中には定員をオーバーして、ちょっと入れなくなっているところもあると聞いておるんですけれども、そういうことに対して今後どのような対応をとられるのかちょっとお伺いいたします。

○宇都宮子育て支援課長

今年度も5月1日の時点では、待機児童ゼロというようなことでした。令和6年度のまた5月の時点の調整で、利用する予定だけどやめたということがあったり、おおむねの基準がありますので、この間、連絡調整会議みたいな会議を市内の9カ所としまして、できるだけ受け入れるような体制を構築するようにお願いしているので、多分ですね、5月の時点ではほぼ利用できるんじゃないかなというふうには考えています。

○井関副委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後2時12分)

○加藤委員長

再開を告げる。(再開 午後2時15分)

ほかに質疑はございませんか。

[発言する者なし]

○加藤委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第42号「令和6年度西予市一般会計予算」子育て支援課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○加藤委員長

挙手全員により当委員会といたしましては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後2時16分)

○加藤委員長

再開を告げる。(再開 午後2時25分)

○宇都宮子育て支援課長

先ほど二宮委員の御質問で結婚新結婚新生活の実績のことにつきまして、令和5年度を4年度と言ってしまいましたので、訂正させていただきます。

○加藤委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後2時26分)

【生活福祉部】

【環境衛生課】

○加藤委員長

再開を告げる。(再開 午後2時26分)

次に議案第42号「令和6年度西予市一般会計予算」のうち環境衛生課所管分を議題といたします。

大塚課長の説明を求めます。

○大塚環境衛生課長

それでは議案第42号「令和6年度西予市一般会計予算」環境衛生課の所管分につきまして御説明させていただきます。

歳入、歳出別の当初予算につきましては、皆様に配付しております、環境衛生課令和6年度当初予算説明資料にまとめておりますので、この資料に基づいて御説明させていただきます。

それでは、歳入予算から説明させていただきます。資料の歳入予算説明資料を、御確認ください。なお、各予算科目における予算書の該当ページは、資料の備考欄に記載しておりますので、あわせて御確認ください。

令和6年度の当課に係る歳入予算の総額は1億284万1000円となっており、令和5年度と比較しまして1054万3000円の増額となります。

歳入予算の内訳を科目別に説明いたしますと、13 款使用料及び手数料のうち 1 項使用料、3 目衛生使用料、1 節保健衛生使用料が 1836 万円、2 項手数料、2 目衛生手数料、1 節保健衛生手数料、2 節清掃手数料の合計が 6375 万 3000 円。

15 款県支出金のうち、2 項県補助金、3 目衛生費補助金、1 節保健衛生費県補助金の合計が 35 万 1000 円、3 項県委託金、7 目衛生費委託金、1 節保健衛生費委託金が 1,000 円。

16 款財産収入、1 項財産運用収入、2 目利子及び配当金、1 節利子の合計が 1 万 5000 円。

18 款繰入金、2 項基金繰入金の合計が 159 万 7000 円。

20 款諸収入、5 項雑入、4 目雑入、4 節衛生費雑入の合計が 2876 万 4000 円となっております。

これらの各予算の増減理由は、資料に記載しておりますとおりでございますが、特に説明が必要な科目については、増減理由を御説明させていただきます。

まず、13 款使用料及び手数料のうち、1 項使用料、3 目衛生使用料、1 節保健衛生使用料のうち西予市衛生センター使用料でございますが、人口減少及び公共下水の整備等により、し尿を受け付け、受入れ量の減少が続いたことから、過去の実績を精査した結果 57 万 9000 円の減額に。

次に、2 項手数料、2 目衛生手数料、2 節清掃手数料のうち可燃ごみ処理手数料は、実績精査により 242 万 6000 円の減額に。

次に、15 款県支出金のうち、2 項県補助金、3 目衛生費補助金、1 節保健衛生費県補助金のうち補助金の中の新エネルギー関連設備等導入促進支援事業費県補助金につきましては、歳出予算で御説明を行います。令和 4 年度から家庭用燃料電池及び蓄電池の補助制度を行っておりますが、実績を踏まえた件数とし、それに伴う県からの補助金となっております。また、海岸漂着物等地域対策推進事業費県補助金は、令和 6 年度から新規に創設しており 2 万 6000 円の増額となっております。

次に、20 款諸収入、5 項雑入、4 目雑入、4 節衛生費雑入の中の、地域循環共生社会連携協会補助金につきましては、令和 6 年度に策定予定の地球温暖化対策実行計画（区域施策編）補助金として 800 万円の増額としております。再資源売却収入については、金属、古紙類売却価格が高値で推

移しており 457 万円の増額としております。また、再商品化合理化拠出金については、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会において、原油高の影響等もあり資源売却価格が上昇し、有償拠出金も増加傾向となっており 157 万 3000 円の増額としております。

続きまして、歳出予算について御説明をさせていただきます。資料の歳出予算資料を御覧ください。なお、こちら、各事務事業における予算書の該当ページを備考欄に記載しておりますので、あわせて御確認ください。

当課に係る歳出予算の総額は 8 億 2619 万 6000 円となっております。令和 5 年度と比較して 1222 万 7000 円の増額となります。

予算額の内訳を科目別に説明しますと、4 款衛生費、1 項保健衛生費、4 目環境衛生費では、上下水道課所管予算を除く当課分として 8729 万 9000 円となっております。令和 5 年度と比較しますと 2151 万 8000 円の増額となります。各事務事業、各事業別予算の増減理由は、資料に記載しているとおりでございますが、予算が増額となった事業のうち、特に説明が必要な事業につきまして、御説明をいたします。

犬（ねこ）愛護事業については、現在深刻化しております飼い主のいない猫の増加に伴う生活環境の悪化等の問題を改善するため、人と猫が共生できる地域づくりを目指す、地域猫活動を支援するため、不妊・去勢手術補助の補助金の増額により 77 万 8000 円の増額としております。

環境保全推進事業については、令和 6 年度予算では、西予市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定委託料計上により 1158 万 4000 円の増額としております。西予市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）とは、西予地域の温室効果ガス排出量の削減を定める区域計画となっております。この計画につきましては、将来的なカーボンニュートラルの実現に向けたものでございます。また、10 日分の職員給与として給与費といたしまして、正職員 7 名分を計上しております。ただし、この分につきましては、総務課所管の予算となっております。

次に、4 款衛生費、1 項保健衛生費、7 目葬祭費では 4820 万 2000 円となっております。令和 5 年度予算と比較しますと 1956 万 2000 円の増額となります。

その中で、主な増額理由といたしまして、宇和光浄苑管理運営事業では、火葬炉整備修繕工事として2086万2000円の増額としております。

続いて、野村浄香苑管理運営事業につきましては、令和6年度に火葬炉整備修繕工事として159万8000円の増額となっております。

三瓶清流苑管理運営事業については、修繕料の減額により218万9000円の減額となっております。

続いて、会計年度任用職員給与費（野村浄香苑管理）の会計年度任用職員の給与費といたしまして、会計年度任用職員1人分を計上しております。野村浄香苑の清掃、伐採のみの作業となっており、野村産業建設課道路清掃会計年度任用職員兼務となっております。

次に、4款衛生費、2項清掃費、2目塵芥処理費では5億5670万2000円となっており、令和5年度と比較いたしますと3573万3000円の減額となります。

主な増減理由としましては、塵芥処理費庶務事業については、ごみ分類表の作成を令和6年度で行うことと、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会へ製品プラスチックの処理を委託することから615万2000円の増額としております。

廃棄物処理委託事業においては、八幡浜市に委託をしております可燃ごみ処理に関わる令和元年度から令和3年度分委託料過不足額の精算が令和5年度にて終了したことにより3613万5000円の減額としております。

続いて、廃棄物収集運搬業務委託事業については、人件費等の上昇により、収集運搬に関わる費用が増加しており894万5000円の増額としております。

続いて、宇和清掃センター管理運営事業、野村クリーンセンター管理運営事業について、令和5年度にバックホウを購入したため846万6000円と705万1000円の減額としております。

続いて、城川清掃センター管理運営事業でございますが、令和5年度に公益財団法人日本容器包装リサイクル協会へのプラスチックの処理委託を行うため、既存設備の移設が令和5年度に完了したため391万3000円の減額となっております。

続きまして、会計年度任用職員給与費（宇和清掃センター）、宇和清掃センター会計年度任用職員の給与費としまして、会計年度任用職員2人分

の給与及び手当関係を計上しております。令和5年度予算と比較して65万円の増額となっております。

続きまして、会計年度任用職員給与費（城川清掃センター）、城川清掃センターの会計年度任用職員の給与費としまして、会計年度職員7人分の給与及び手当関係を計上しております。令和5年度予算と比較して291万4000円の増額となっております。

続きまして、会計年度任用職員給与費（野村クリーンセンター）、野村クリーンセンターの会計年度任用職員の給与費といたしまして、会計年度任用職員2人分の給与及び手当関係を計上しております。令和5年度予算と比較して110万3000円の増額となっております。

次に、4款衛生費、2項清掃費、3目し尿処理費では1億3397万8000円となっており、令和5年度予算と比較しますと688万1000円の増額となります。主な増額の理由といたしましては、委託料及び整備費を精査したところ、薬品代等の増大のため事業費が増加したものでございます。

最後に、13款諸支出金、2項基金費、1目基金費の合計は1万5000円となっております。基金費の目的についての説明は省略させていただきますが、予算は基金利子による積立金となります。

以上で歳入歳出予算の御説明をさせていただきました。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○加藤委員長

大塚課長の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。

質疑はございませんか。

○山本委員

海洋漂着物の対策なんですけど、これ今日本国中でいرونなところで言われるんですけど、やっぱ西予市にも特定の海岸に流れ着くようなところがあるんですかね。

○大塚環境衛生課長

三瓶と明浜地区の海岸漂着物を体対象としております。

○山本委員

漂着物の中身とかいうのは具体的にどんなものが多いか調べられておりますか。

○加藤委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後2時45分)

○加藤委員長

再開を告げる。(再開 午後2時49分)

○大塚環境衛生課長

先ほど山本委員の御質問なんですけど、一応プラスチック、養殖とかで使うプラスチックの杭といいますか、プラスチック製の杭の処理費用ということで、大体時期的には1年中あることはあるんですが、大体夏場が多いのではないかと考えております。

○中村委員

本年度、苦勞していただきました犬(ねこ)愛護事業について触れさせていただこうと思います。今回159万円予算当初で組んでいただいている、不妊去勢だけに限ると昨年度の当初は19万円だったかなと。9月補正で30万円ほど増額していただいて、三瓶地域の議員としては非常にありがたかったなという思いがあります。今回のこの増額の根拠についてもう少し突っ込んだ説明いただいたらと思います。

○大塚環境衛生課長

令和6年度につきましては金額的に言いますと、猫不妊・去勢手術の補助金としましては100万円ほど計上をさせていただいております。内訳としましては、飼い猫が40頭で、飼い主のいない猫の雄で70頭、あと飼い主のいない猫の雌で80頭で一応計算はしておりますが、その根拠といたしましては、西予市でいろいろ活動されている方、申請の方々の数、大体5月ぐらいには補助金がなくなるわけなんですけれども、そういったことで、熱心にやられてるということ、あとは他市町を見たところ、やはりどこの市町もこういった不妊去勢手術の補助金について計上をされていることが多いものですから、そこを考慮して考えております。

○中村委員

たしか一昨年度までは、県の3カ年補助事業があっただけで、昨年は県からの補助金がなくなったということがあったと思います。今回も一般財源、もう100%でやっていただくということに多分なってるんだと思います。質問というよりは、率直に感謝したいと思いますので申し上げます。

○酒井委員

その犬猫の対応ですけれども、非常にこの予算ってのが、部分的に三瓶のほうがたくさん使って

るというような感じがいたしておりますが、明浜のほうでもこの問題が出ておまして、今度三瓶がやるときに研修に行くのが今月だったと思うんですが、予定されております。そういうことも、やはり地区に分担型の形も考えておいていただかないと、集中的な形になりますと、公人からいろんな問題が出たところに関しても、ケアが出来ないというふうに考えますのでその点配慮をお願いします。

○大塚環境衛生課長

各地域に配慮していきたいと思いますが、今回のこの100万円につきましては、全部申請をいただいた方に補助をさせていただくという形をとっております。確かに三瓶地域のほうは率先してやられておりますが、あと、三瓶地区の独自で、市とは違うことで、猫の不妊のほうもやられてるということを知っておりますので、またいろいろ各地区にも配慮しながら、市のほうとしても、猫不妊去勢のほうについてお願いをしたいと考えております。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

若干補足をさせていただいたらと思います。今酒井委員申されました三瓶の取組については、ちょうど本日実施をされてるということで伺っております。なおモデル的にもやっていただいておりますし、また他のいわゆる資金的な活用、あるいは交付金、そういったものも利活用しながら、独自での活動もやっていただいておりますので、またその辺りの財源的なところも、今後も各自主団体実施されるところにも言及させていただきたいと思いますし、配分といいましようか採択の考え方についても、今後検討してまいりたいと思っております。

なお、予算的な財源のところでは先ほど中村委員のほうから、一般財源ということでお話をいただいておりますけれども、今回の予算案は全体では159万円の予算を、事業予算持つとるんですけれども、そのうち105万円につきましてはですね、ふるさと応援基金を繰り入れて活用をさせていただいております。他市町あたりの状況につきましても、財源的にそういった活用をされているというような状況でございましたので、あわせて補足とさせていただきます。

○酒井委員

この中に非常にこの愛玩動物に対する啓蒙運動、

考え方っていうものを教育していかないと、幾らかかってもいちごっこになってくるという問題があるんですが、この予算の中に啓蒙活動的なものが入ってるかどうかを確認させていただきます。

○大塚環境衛生課長

今回の予算の中には、啓蒙活動というかそういったものは、正直含まれておりません。ただそういった補助金は報告させていただきまして、一応皆様に、団体に頼る形になってしまうんですけども、そういったことで、いろいろ勉強していただいたとは考えております。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

補足をさせていただきますけれども、事業費ベースでは上がっておりませんが、広報紙、ホームページ等を活用してですね、正しい犬や猫の飼い方というようなことで、やはり最後まで飼っていただくというような、いわゆる飼い方等についての記事掲載をしながらですね、啓発はしていきたい、行っておるところでございます。

〔委員長交代〕

○加藤委員

103 ページなんですけれども、葬祭費について伺いたいですけれども、宇和の光浄苑についてなんですけれども、かなりもう古くなってまして、もちろん修繕費がかかっているのは分かるんですけれども、この修繕によって、何年かはもう、このまま現状が維持できるのかということをお聞きしたいのと、それと予算の中には、火葬場の委託費なども入っていると思うんですけれども、これは民間に委託されてるんじゃないかと思うんですけれども、その委託されてる業者は、何年かとかいうかもずっと同じ方でやるというような方向、宇和の場合のことをお聞きします、ずっと同じ方でやっていくというような方向なんでしょうか。それとも、また委託される業者は変わっていくというのかちょっとお伺いいたします。

○大塚環境衛生課長

まず葬祭費の委託の方法でございますが、スポットということで、要は、御遺体を火葬するというので、1体当たり幾らということやっております。これで一応委託業者さんにつきましては、これは最初にこの委託を行うときに、一応葬祭業者さんのほう、何業者か当たってですね、例えば宇和でしたら、全部で確か3業者おられると思いますが、やっていただけるかという話を先に1

番最初にしました。それで、実際やっていただけるのが宇和なら1業者、野村なら1業者と言う形で、これは最初の委託をする前の段階ですけども、市がまだやっていた時、市の職員がやっていた時ということなんです、それを確認をしてですね、委託をしております。それからほかの業者、葬祭業者はやらないというようなお話を、ちょっとその費用のこともいろいろあると思いますけども、そういうお話あったので、一応結局同じ業者さんのほうが、ずっとやってる形になっております。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

委員御質問ありました火葬場の修繕の関係でございますけれども、市内4施設ございまして1番建築の浅いものが、三瓶清流苑、これが23年で、1番古いのが野村浄香苑が38年ほど経過しております。公共施設管理計画の個別計画のほうでも、今後10年程度は、計画に基づく改修を行いながらですね、維持をしていくというような計画を持っておりまして、経過、見据えた改修計画というのをそれぞれ施設ごとにつくっております。今回計画に基づいて予算計上をさせていただいておるところでございます。ただ今後施設の老朽化が進んでまいりますので、ひとまず来年度以降については、今後の火葬場の施設の在り方、全体的に検討をしてみたいということで、そういった協議の場を令和6年度からは作っていった方向性を見据えていきたいと考えております。

○井関副委員長

今答弁の中で、令和6年度から全体的な構想を考えていくということでございましたが、城川帰楽苑のほうが、火葬のほうが増えているということでも今回も減額した予算になってはいますが実際、去年というか令和5年度に帰楽苑で火葬された例はあるんでしょうか。

○大塚環境衛生課長

帰楽苑の実際の火葬状況といいますか使用状況を申し上げますと、令和元年度が13件、そして令和2年度が14件、令和3年度が4件、令和4年度が11件となっております、あと令和5年度につきましては、すいませんちょっと休憩をお願いしたいと思います。

○加藤委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後3時3分)

○加藤委員長

再開を告げる。(再開 午後3時3分)

○大塚環境衛生課長

令和5年度につきましては2件ということになっております。今の現時点でございます。まだ令和5年度は終了しておりませんので。

○二宮委員

歳入の13款ですかね、清掃手数料の可燃ごみ処理手数料4138万3000円、これ指定ごみ袋の販売手数料なんですけど、販売額ではないですよ。販売手数料でいいんですよ。確認ですけど。

○大塚環境衛生課長

販売手数料で結構です。販売額については例えば大でしたら10袋400円で売っていただいておりますが、実際、こちらのほうから出す部分については、販売の費用なんかも入れて差し引いて出ておりますので、売るときは400円で売っていただいて、こちらの方が出すのがだいたいちょっとはつきりした数字が200円、250円……。

○加藤委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後3時5分)

○加藤委員長

再開を告げる。(再開 午後3時6分)

○大塚環境衛生課長

二宮委員の言われたとおり、そのとおりで結構でございます。

○中村委員

西予市衛生センター管理運営事業費で688万1000円の委託料増額となっております。この増額の原因とか要因があれば。

○大塚環境衛生課長

増額の要因としましては先ほど御説明しましたとおり、薬品代、ここは薬品を使って匂いを消したりとか、処理をしてるという形になってます。その分がちょっと値段的にやはり上がってきているということで、増額になっていると。

主な理由としましては、以上でございます。

○加藤委員長

ほかに質疑はございませんか。

[発言する者なし]

○加藤委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第42号「令和6年度西予市一般会計予算」環境衛生課所管分について、原案に賛成の委員の

挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○加藤委員長

挙手全員により当委員会といたしましては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後3時8分)

○加藤委員長

再開を告げる。(再開 午後3時8分)

○大塚環境衛生課長

すいませんちょっと訂正がございまして、令和6年度当初予算説明資料の歳出のほうでございますが宇和清掃センター管理運営事業と、野村クリーンセンター管理運営事業なんですけど、令和4年度主な増減理由というところで、令和4年度バックホウ購入分減額というふうに書いてありますが、説明で、令和5年度にバックホウを購入をしておりますので、そちら訂正をさせていただいたらと思います。

○加藤委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後3時9分)

【健康づくり推進課】

○加藤委員長

再開を告げる。(再開 午後3時15分)

次に、議案第42号「令和6年度西予市一般会計予算」のうち、健康づくり推進課所管分を議題といたします。

松本課長の説明を求めます。

○松本健康づくり推進課長

それでは、議案第42号「令和6年度西予市一般会計予算」のうち健康づくり推進課所管分につきまして、予算書に基づき御説明を申し上げます。まず初めに歳出について御説明いたします。

事前に説明資料を配信しておりますので、こちらもあわせて御確認をお願いいたします。

詳細の説明は、主だった事業のみとさせていただきます。

それでは予算書の96ページから98ページを御覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書で御説明をさせていただきます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、本年度予算額3億4815万6000円のうち、当課に係る予算額は1582万6000円で、職員給与費を除く4事業を所管しております。

保健衛生総務費の前年度当初予算に対し、今年度は503万3000円の増額となっております。増額の主な理由につきましては、産休代替職員としての会計年度任用職員給与費の増額によるものでございます。

続きまして98ページから99ページを御覧ください。2目予防費、本年度予算額1億5198万1000円を計上しております。前年度比180万9000円の減額となっております。

まず、予防接種事業であります。9875万7000円を計上しております。前年度と比較しまして434万9000円の減額となっております。定期予防接種については、ここ数年間の実績に基づき精査し、より現実に即した予算としております。平成26年度から定期接種となっております。高齢者に対する肺炎球菌ワクチンの対象者は65歳ですが、それ以上の世代にも接種機会を提供する目的で、70歳以上の5歳刻みの年齢を対象とする経過措置が設けられていましたが、10年間を経て、令和5年度でこの経過措置が終了となります。令和6年度から対象者が縮小となります。新型コロナウイルスワクチンの接種については、秋冬の高齢者定期接種に移行されることになりましたが、国において使用するワクチン等が明確に示されていないため、予算を計上しておりません。このことにつきましては、詳細が分かり次第、予算計上などを含めて対応したいと考えております。

次に、がん検診等事業ですが、5010万6000円を計上しており、前年度比256万円の増額となっております。検診委託料についてはここ数年間の検診実績を勘案し、精査して計上しておりますが、県下検診機関の委託料が値上がりとなり、また自己負担額の据置き等により増額となっております。新型コロナウイルス感染症が5類となり、若干ではありますが、受診率が改善の兆しにあります。引き続き、令和6年度も積極的な受診勧奨を行い、少しでも受診率が上がるように進めてまいります。

次に、健康づくり推進事業であります。311万8000円を計上しており、前年度比2万円の減額となっております。事業内容としましては、特定健康診査やがん検診に含まれていない健康診査、健康相談、健康教育、訪問指導等にかかる費用を計上しております。また、令和元年から健幸ポイント制を導入し、市民に健康づくりへの関心を高める取組を進めておりますが、この事業において景

品等の予算を計上しております。

続きまして、102ページを御覧ください。5目精神衛生費であります。精神保健事業としまして76万円を計上しており、前年度比6万6000円の減額となっております。令和6年度も県補助事業である地域自殺対策強化事業補助金を有効に活用し、「いのち支える西予市自殺対策計画」に基づき、心の悩み相談や、ゲートキーパー研修、また、各学校におけるSOSの出し方に関する教育等を実施してまいります。また、令和5年度末には、「第2次いのちを支える西予市自殺対策計画」が完成する予定となっております。

続きまして、102ページから103ページを御覧ください。6目母子衛生費であります。食育事業43万8000円と、母子保健事業5703万5000円を計上しており、前年度比1618万3000円の増額となっております。増額の主な理由としましては、えひめ人口減少対策総合交付金メニューによる不妊治療費等補助事業、出産不妊治療等通院交通費補助事業の実施によるものであります。母子保健事業の内訳は、妊産婦健診事業、母子保健訪問指導事業、母子相談教育事業、乳幼児健診事業、産後ケア事業、出産子育て応援金事業及び先ほど申しました不妊治療費等補助事業と、出産・不妊治療費等通院交通費補助事業であります。妊娠届数や出産数の減少に少しでも歯止めをかけるため、今後も新しい支援についても検討してまいります。

なお、令和6年度から母子保健事業は、母子保健業務と児童福祉業務を一体的に行うため、子育て支援課内のこども家庭センターに移管されることとなっております。

次に、歳入につきましては、タブレット端末に説明資料を事前に配信させておりますので、歳入の説明資料を御覧ください。左から歳入の予算ページ、款項目節細節説明、当課予算額、充当先事務事業名、充当額、備考となっております。歳入について、お目通しいただいたらと思います。当課の歳入合計は1835万5000円となっております。

以上で、議案第42号「令和6年度西予市一般会計予算」のうち健康づくり推進課所管分の御説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○加藤委員長

松本課長の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。

質疑はございませんか。

○酒井委員

子どもが欲しくて、そういう希望のある方が、子どもが欲しいっていう御夫婦が何世帯ぐらいあるか調べてますか。

○松本健康づくり推進課長

健康づくりでは把握しておりません。

○二宮議員

予防接種事業ですけれども、現実的に即した予算ということで、減額 434 万 9000 円なるとるんですけども、前年比でいうとどんな感じなんでしょうかね。予防接種の状況ですけど。

○加藤委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後 3 時 25 分)

○加藤委員長

再開を告げる。(再開 午後 3 時 26 分)

○松本健康づくり推進課長

令和 5 年はまだちょっと実績が出ておりませんので、令和 3 年度と令和 4 年度と比べた場合に、受診率は減っております。

○二宮議員

もう 1 点、食育事業なんですけれども、予算が 43 万 8000 円ということなんですけど、これ 43 万 8000 円をどんな費用なんでしょう。

○松本健康づくり推進課長

食育事業の内訳ですけど、主なものが市食育推進会議の委員さんの報酬費と消耗品となっております。

○加藤委員長

ほかに質疑はございませんか。

[発言する者なし]

○加藤委員長

以上で質疑を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 42 号「令和 6 年度西予市一般会計予算」のうち、健康づくり推進課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○加藤委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

これにて散会いたします。

散会 午後 3 時 27 分

西予市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定によりここに署名する。

西予市議会厚生常任委員長 加藤 美香